令和７年第４回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和７年９月４日		
招 集 場 所	野洲市役所議場		
出 席 議 員	１番　村田　弘行		２番　小菅　康子
	３番　山本　　剛		４番　木下　伸一
	５番　津村　俊二		６番　山﨑　敦志
	７番　橋　　俊明		８番　石川　恵美
	９番　服部　嘉雄		１０番　奥山文市郎
	１１番　田中　陽介		１２番　東郷　克己
	１３番　岩井智惠子		１４番　鈴木　市朗
	１５番　山﨑　有子		１６番　稲垣　誠亮
	１７番　荒川　泰宏		
欠 席 議 員	なし		

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市　　　長	櫻本　直樹	教　育　長	北脇　泰久
病院事業管理者	前川　　聡	政策調整部長	井狩　昭彦
政策調整部政策監	小池　秀明	総　務　部　長	川尻　康治
市　民　部　長	西村　拓巳	健康福祉部長	井出　徹哉
健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当）	北田　一栄	市立野洲病院事務部長（地域医療政策担当政策監）	駒井　文昭
都市建設部長	布施　篤志	環境経済部長	中塚　誠治
教　育　部　長	田中　明美	政策調整部次長	松井　健作
総　務　部　次　長	井狩　　勝	総　務　課　長	山本　定亮

出席した事務局職員の氏名

事　務　局　長	辻　　昭典	事　務　局　次　長	行俊　　勉
書　　　記	辻　　　拓	書　　　記	船橋　潤子

議事日程

諸般の報告

第１　会議録署名議員の指名

第２　一般質問

開議　　　　　　　午前９時００分

議事の経過

（再開）

〇議長（山本　剛）　（午前９時００分）　皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日報道関係者が来られており、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し添えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は１７人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は昨日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

（日程第１）

〇議長（山本　剛）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、第１番、村田弘行議員、第２番、小菅康子議員を指名いたします。

（日程第２）

〇議長（山本　剛）　日程第２、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう願います。

まず、通告第３号、第１７番、荒川泰宏議員。

〇１７番（荒川泰宏議員）　皆さん、おはようございます。第１７番、荒川泰宏でございます。

令和７年、２０２５年の第４回野洲市議会定例会の一般質問に当たり、私はプール、水泳授業等について質問いたします。今回はスポーツに関する質問ですが、来る９月２８日から滋賀県内の各地で国スポ、障スポが開催されます。そのことからも、この国スポを盛り上げるためにも、今回の一般質問ではＰＲのこのポロシャツを着て一般質問して盛り上

げていきたいと、こんな思いでございます。

本市は、２０２４年４月から老朽化したＢ＆Ｇ海洋センタープールの施設を廃止することにいたしました。２５メートルと１０メートルの２つのプールは市民から親しまれてきましたが、安全性を考えての判断とのことで今回解体することとなりました。今日まで中主中学校の水泳授業や子どもたちの水泳教室などがあり、大きな成果を残したと思います。

スポーツ庁の調査によりますと、２０２１年度では全国の小中学校の水泳プールは２万２，０３６か所から極端に減ってきているとのことであります。

このようなプール施設の現状の中、本市のプール授業では、今年度は小中学校においてどのように取り組まれたのか。また、近年の豪雨災害が頻繁に発生するに際して、泳ぐ力を身につけることも求められますが、プール授業全般について質問いたします。

まず１点目でございます。

本年度の小中学校、市内３中学校、６小学校におけるプール授業状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　皆様、おはようございます。

それでは、荒川議員の１点目のご質問にお答えをいたします。

今年度は、自校プールを既に解体している野洲小学校と、老朽化によって使用を中止にしている野洲中学校については、民間プール施設を利用した水泳授業を実施しています。バス移動により時間がかかることなどの課題はありますが、天候に左右されず水泳学習を実施することができています。また中主小学校においては小プールが老朽化して使用できないことから、１、２年生のみ篠原小学校のプールを借りて学習しています。その他の２中学校、４小学校においては自校プールを利用して水泳学習を行っています。時間数としては、例年平均１０時間ほどを計画していますが、雨天や熱中症危険レベルの日など、天候によって左右されます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　荒川議員。

○１７番（荒川泰宏議員）　それによりますと、自校でのプール、出かけてのプール授業ということでございますけども、事前に調査させていただきますと、この６年度の実績と７年度の予算の中での現在まだプール授業が続いておると思いますけども、ここで、先ほども教育長からも説明がありましたが、もう少し詳細に調査した結果でいきますと、まず

中学校では６年度の実績ですけども、野洲北中学校は９回、中主中学校は８．７回、このコンマ７というのはちょっと分からないんですけど、後ほど説明をお願いしたいと思いますけども、野洲中学校が極端に少なく２．３という実績、数値が出ています。小学校のほうで見てみますと、篠原小学校が１１回、三上小学校が１０回、中主小学校が８．７回、北野小学校が８．５回、そして野洲小学校が極端に低く３．３回という数字になっておりますけども、特に野洲小学校と野洲中学校が実績が低いわけですけども、これについての詳細な説明をお願いします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、今荒川議員のほうから質問いただきましたので説明をさせていただきたいと思うんですが、全体的には、やはり自校プールでするのと、それから民間プールを使ってするのでは、約半分ぐらいの開きがあるかなというふうに思っています。今ここにコンマ何ぼというふうなことが出ているのがあるんですけども、これは全体的に全てのクラスで割っておりますので、そのクラスが例えばいろんな状況の中でできないという場合もあったりもします。そういうふうなところを全体的に勘案した中でこのような数字を出させていただいているというのが詳細でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　荒川議員。

○１７番（荒川泰宏議員）　そうしますと、結果的には野洲中学校、野洲小学校が回数が低いというのがここで明らかになってきたわけですけども、我々議員の立場からすると、やはり公平に授業を皆受けさせていただきたいなと、こんなふうにも思います。

そこで、２点目の質問に入ります。

ライフジャケットを着用したプール水泳授業を指導する学校も増えてきていますが、本市の取り組みを伺います。これはもう着衣水泳含めてです。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、２点目の質問にお答えをさせていただきます。

水難事故防止のために、ゆっくり長く浮くという活動を水泳学習の中で取り入れています。本市の小学校では、着衣水泳といって、実際に水着の上から体操服などの服を着たまま入水し、重さや動きにくさを感じる体験をしたり、ペットボトルを使って浮く練習をしたりしています。有事の際に、身の回りにあるものでどのようにして命が助かるようにするのかといった目的で学習を行っているため、ライフジャケットを着用しての水泳学習と

は目的が異なります。

しかし、近年は川遊びなどレジャー中に溺れてしまうといった事案も増えていることから、ライフジャケットは命を守る大切なアイテムであると子どもたちに知ってもらうためにも、水泳学習の中で活用していく価値はあると考えます。先進校の取り組み等を参考にして検討したいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　荒川議員。

○１７番（荒川泰宏議員）　前向きな回答ではございますけど、入り口の回答だと思います。具体的にどうするという回答ではございませんのでね。

それで、振り返ってみますと、水泳というのはもともと日本の国では武芸だったんですよね。武士が自分の身を守るためにやりかけた、これが日本では水泳のきっかけということでございますけども、もともとは子どもたちの命を守るために、これから広がっていただきたいと、こんな思いでございますけども、振り返ってみますと、１９５５年に高松沖で修学旅行中の小中学生が乗った連絡船紫雲丸が沈没し、１６８人が犠牲になる水難事故が起きました。子どもたちが水泳を学ぶためには、やはりプールが必要だという機運が全国的に広がりましたし、そのときも着衣水泳やジャケット、これの着用ということを、やはりライフジャケットをきちんとしなければということも身につけるようにしなければならない、こういう機運がぐっと盛り上がりました。

また一方で、２０１４年に韓国で発生した大きな海難事故がありました。あれはセウォル号の沈没事故でございました。２０１４年の４月１６日に大韓民国の大型旅客船セウォル号が海上で転覆した事故だということでありました。ここで、高校生ら約３００人が韓国では犠牲になりました。その事故後分析されますと、驚いたことに２０１８年では日本ではプールの設置率が９４％だったんですよ。ところが一方、韓国では設置率２％しかないんですよ。それを受けてから、韓国は日本を学べということで、プールを現在韓国でも設置を進めておられるわけでございますけども、そういう中において、やはりこの大きな事故の２つの教訓をやはり生かしていくということが非常に大切だと思います。

そこで、着衣水泳とライフジャケットの着用の指導できる方は、現在野洲市にはおられるんですか。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　すみません、即座にいますとか、いませんというようなことがち

ょっと言いにくい部分があって大変申し訳ないんですけれども、Ｂ＆Ｇの体育館のところにいてくれる方が、そういったところも専門的に身につけている方がいらっしゃいますので、実は今議員のほうもおっしゃっていただいているライフジャケット等についても、Ｂ＆Ｇのほうでは貸していただけますので、そういったところも今後またちょっと活用もさせてもらいながら、こういう学習にしていきたいなというふうには思っています。そのぐらいでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○議長（山本　剛）　荒川議員。

○１７番（荒川泰宏議員）　Ｂ＆Ｇでそういうような方がおられるのは私も知っています。マイアミ浜のほうで、あそこでカヌー教室だとかされて、そこに行っておられる方も私の友人におるんですけども、その友人の話からいくと、ライフジャケットの着用が徹底されてない、非常に危険な状態であのスポーツイベントがされておるということを直接聞いていますので、そのあたりがしっかり指導していただきたいなと、このように思います。ただただイベントをすればいいということでは、結果的に事故が起これば大変なことになりますので、ライフジャケットの着用の方法はＢ＆Ｇの方々に徹底していただけますように、これはよろしくお願いいたします。

大津市の教育委員会では、新聞報道によりますと、大津市の水泳協会があります。野洲市には水泳協会はないと思うんですけども、それから市の大津市小学校体育連盟というのがございまして、そこの三者が協力をして、児童生徒が楽しみながら安全に水泳を学んでもらうための取り組みを、現在非常に前向きに進めておられるという情報が新聞にも出ております。こういうところも参考にしていただいて、前向きな取り組みを期待いたしたいと思います。

次に、３点目の質問に入ります。

小中学校の水泳授業は、国の学習指導要領によりますと小学校１年生から中学校２年生まで必須授業となっております。また一方で、必要な水泳場がない場合はこれを扱わないこととしていますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、３点目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員からもご紹介をいただきましたが、１９５５年に発生した水難事故をきっかけに、水泳能力の向上が命を守るために重要だと認識されるようになり、同年に学習指導要領に明記されるようになりました。水泳学習がスタートしてから、日本の水難事故死者

数は大幅に減少したことからも、学校水泳授業の導入の目的は高い水準で達成されたと言えます。そういった意味でも、今後も水泳学習は継続させ、子どもたちの命を守る学習として取り扱っていかなければならないと感じます。しかしながら、プールの老朽化や維持管理の負担といった課題が大きくのしかかり、自校での水泳学習を継続させる難しさに直面しています。今後も民間プール施設の活用も含め、子どもたちの水泳授業のあり方について検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　荒川議員。

○１７番（荒川泰宏議員）　進め方と、やはり経費の部分で回答をいただきました。もちろん経費についても事前に調査させていただきました。担当のほうも本当に協力をいただいて、この質問に当たりまして親切に対応してもらったことを感謝しております。

そこで、６年度のこのプール授業の経費の実績ですけども、小学校、中学校のまず光熱費等の関係でいきますと、光熱費、消耗品、プール薬剤ですね、保守委託料、それから修繕料等々を６年度の実績でいきますと、小学校では２９７万５，０２０円、おおよそ３００万円使っておる。中学校では１，００５万４４０円ということで１，０００万。１０５万４４０円。小学校で３００万。中学校で１００万ということで、合計で小学校では経費で４０２万５，４６０円。しかし、施設管理委託だとか移動バスの借上料がこれが非常に膨らんでまいりまして、小学校で１７６万７，３５９円、中学校で１４３万７，７００円、合計で３２０万５，０５９円。これら光熱費等の経費とバス代等、全ての経費を合計額でいきますと、６年度の実績は１，０２３万５１９円ということで、ここのところをしっかり押さえておいてほしいんです、今後のことを考えますと。そんだけ要るんやと、プールを維持するには。それから７年度予算では、そこから、これは現在も進行中なわけですけども、ざっと合計でいきますと１，５４８万ということで、バス代等だとか、そういうものがどうしても膨らんできた、校外に行くわけですから。そういうような現状で１，０００万が１，５００万ぐらいにプール授業に費やすんだということを踏まえて、そして、来年度の方向につきましては、これはまた財政課のほうと折衝してもらわなあきませんけども、おおよそ報酬費、インストラクターのプール専科、これが１３４万９，０００円、施設管理委託料が９４８万円、バス移動が１，６７２万ということで、合計でいきますと、これが２，７５４万９，０００円。ですから、１，０００万、１，５００万、２，８００万という形で膨らんでいくというのが今後の方向性でございますけれども、この方向性に

対し、教育長は積極的な予算獲得に向けて取り組まれようとしておるのか、今は８年度はまだそこまでは思ってないけどもという思いなのか、その心意気をお聞かせいただきますよう、よろしくお願いします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　今議員がおっしゃったように、心意気としては大変高いものを持ってはいるんですけれども、現在の状況というふうなところ辺から察しまして、民間のプールに行くにしても、あるいは行かないにしても、子どもたちにはやっぱり小学校でも中学校でもプールの授業ということはさせてやりたいというのが一番の気持ちです。その中において、今後プールの状況もありますし、それぞれ学校のプール施設の状況もありますし、それから民間をどういうふうに活用していくのかというような状況もありますので、このあたりのところは勘案をしていきながら検討してまいりたいなというふうにして思っています。それが十分な心意気だというふうにはなかなか捉えていただかないかもわかりませんけれども、今はそのように思っています。

○議長（山本　剛）　荒川議員。

○１７番（荒川泰宏議員）　そこで、それほどやはり今後しっかりとした水泳授業を進めていこうとすると、経費的にも非常に高額となってくるということが明らかになってきているわけですけども、そこで、一番最初に冒頭で話しましたけど、Ｂ＆Ｇのプールなんですけども、当時、中主町が滋賀県では県下で一番最初のプールをＢ＆Ｇセンターのほうから無償で頂いたんですよ。これはご存じない方もおられるんですけども、これ、無償で頂いていたんですよ。今県下では１０施設ぐらいあると思います、Ｂ＆Ｇ。

　そこで、この無償で頂いた、しかしながら一定の条件があったと思います。それは先ほど申しましたように、カヌー教室を開いてくださいだとか、そういうスポーツ、水に対するスポーツ、そういうものを普及して、青少年の健全育成につながるようにということも条件として無償で頂いていることなんですけども、そこからＢ＆Ｇの今の取り組みを見ていますと、無償というところが、野洲市は昨年４月に休止し、もう跡地は多目的なグラウンドということだったと思うんですけども、このときにＢ＆Ｇさんに対し、もう一度無償の制度を問いかけはあったんでしょうか。それとも、もう今回は問いかけなしということだったんでしょうか。ちょっと見解伺います。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　Ｂ＆Ｇのプールということでございますので、所管しておりま

す市民部よりお答えをさせていただきます。

ご存じのとおり、Ｂ＆Ｇのプールにつきましては、老朽化により維持が困難であるということで、その後どうするかというのを財団のほうとお話をさせていただきました。

結果といたしまして、修繕という手段もあったんですが、修繕に係る費用としてＢ＆Ｇのほうでいただける部分につきましてはやはり少ない部分がありまして、当然当方の持ち出しも多くあったということで、その費用対効果などを勘案いたしまして今回廃止という形を取ったというところでございます。

そうしたお話を進める中で、無償でもう一度というようなことについてはＢ＆Ｇのほうからそうしたお話がなかったという部分もありますので、そのような設置の形につきましては、私が想像するには、多分最初の部分で設置していただいてから無償譲渡を受けるという形のみではないかなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　荒川議員。

○１７番（荒川泰宏議員）　最後の言葉尻に、ではないかなというような回答だったんですけども、再度この制度がどうなっているかを確認すれば、市の財政としても助かるのではないかな、このように私思いますから、一方の修繕助成制度、これは私もホームページで見ました。これをやっているということはもう知っております。私は修繕よりは、再度譲渡していただけるというシステムが、そういうものがあるのかないのか、これは念のため部長、確認をお願いしたいなと、このように思います。確認しておいてください。それで結構です。

それでは、４点目の質問に入ります。

小中学校の既設プールを今後とも維持管理していくよりは、屋内型の拠点プールを設け、複数校で効率よく利用できることを検討するか、もしくは民間のスイミングスクール施設を誘致することも私は今回の一般質問で提案いたしますけども、見解を伺います。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、４点目のご提案についてお答えをいたします。

現在、市内には野洲市クリーンセンターの余熱利用施設として整備した野洲市健康スポーツセンターサンネスと民間プールの２施設があり、老朽化によりプール施設の使用廃止をしている野洲小学校及び野洲中学校のプール授業は当該２施設を使用して実施しているところです。今後におきましても当該２施設を利用してプール授業の実施を進めたいと考

えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　荒川議員。

○１７番（荒川泰宏議員）　それでは、そういういろいろな考え方あるかと思いますけども、そういう中で、つい最近です、新聞記事が出ました。これはそういう業界の新聞から私拾ってきたんですけども、お隣の守山市さんでは守山市民運動公園にこのたび屋内温水プールを計画されることが発表されました。内容とすれば、延べ２，０００平方メートルの大きさ、プールエリアは２５メートルプール、児童用プール、更衣室、管理エリアでございます。守山市さんも、このように守山市民運動公園に屋内温水プール、こういうものを、それこそ若者に選ばれるまちにふさわしい考え方だと思うんですよ。もう多くのお子さん方お持ちの保護者の方々が、やっぱり我が子どもは泳げるようにしたいなと。そうじゃないと、現在やはり家庭的に余裕のあるご家庭は民間のプール教室に通わせておられます。家庭的にやっぱり裕福でない家庭にとったら、そこに差が生じる。同じ市の子どもたちが泳げる子どもと泳げない子ども、これはつくってはいけないと思います。

振り返ってみましたら、私が小学校４年生のときにたしか野洲小学校のプールができました。中学校で同じ野球部のメンバーと泳ぎに行ったときに、妓王小学校と篠原小学校の同じ部員が泳げないんですよ。なぜかいうたら、小学校でプール教室がなかったんです。日野川で魚つかみはしていた。しかし泳ぐとかいう本格的にはできなかったというようなことで、それと野球部やから泳いだらあかんと言われまして、当時は。肩を冷やすなと言われましたけども、全く逆でございますけど、今のスポーツは。そのようなことで、やはりプールの必要性があろうかと、このように思います。

それと、この一般質問に当たりましては、あまりにも猛暑なんですよ。考えられないこの夏、これが恐らく今年では終わらないというように気象関係者の方がテレビで言うておられますよね。もうそういう周期に入っているんやから、温暖化の。だから、ますます３５度、６度の夏日が続くという中で、この間、守山の小学校はプールサイドの椅子が熱を持ちまして、何十人もの生徒がやけどしたというようなことを言っていましたけども、非常にこの環境が、大きく水泳の環境が変わってきた。もう屋外ですることが、これはもう非常に厳しい時代に入った。今年から大きく水泳授業を考える時期のスタートになったと、こういうふうに私思っております。ですから、やはり屋外型のプールの施設をつくるとか誘致するということもこれからの検討に入れていただきたい、このように思います。参考

事例ですけども、県下ではイトマンさんという民間のスポーツスイミングクラブありますよね。あと大津と近江八幡にもありましたけども、あそこから東京オリンピックでは金メダルを取られたメダリスト、大橋さんがイトマンから出ておられるんですけども、そのようにして、民間のプールは、やはり指導者とかそういう様々な対応ができる方々がおられますので、そういうことを今後検討してはどうかな。誘致に当たっても、これ後ろから２番目に民間のスイミングスクールの誘致ということを提案ということを書いとるんです、私。実際どのような誘致の仕方があるか。いろいろあると思います。市有地、公有地を提供するから建ててくださいとか、よう企業誘致にある場合は税金面を何年間猶予しますから来てくださいとか、いろんな方法があると思うんですけども、そういうような検討を教育長いろんなパターンで今後ちょっとしていただいて、水泳授業のあり方がもう大きく変わる時代だということを認識していただきたいんです。本当に我々が子どもの頃は、寒い夏ですよ。夏休みでも寒いから今日は入ったらあかんという時代だったんですよ。だから、もう唇は紫になってぶるぶる震えながら水泳授業があったということも、そういう時代がありました。今はもう全くそんな時代でない。そういう形になってきましたので、プール授業のことは今後大きな問題になってくるかと思います。一般質問で戻ってまいりましたらまた続けますけども、戻らなければこれで終わりになるわけでございますけども、プール授業関係は、今後とも引き続きしっかり提案していきたいな、こんなふうを申し上げまして質問を終わります。

○議長（山本　剛）　次に、通告第４号、第４番、木下伸一議員。

○４番（木下伸一議員）　第４番、公明党の木下伸一でございます。今回が私の任期中の最後の質問になりますので、頑張っていきたいと思います。今回は２問質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず１点目でございます。

さらなる帯状疱疹ワクチン助成制度の導入について。

現在、野洲市独自の帯状疱疹ワクチン助成制度は令和８年３月末で終了いたします。市の制度は６５歳以上の方を対象として助成制度がございます。こちらは津村議員と二人三脚で一般質問、また要望書を提出し、実現し、大変感謝をしております。

現在、国の定期接種化により、令和７年度から６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳など、５歳飛びの方などへ帯状疱疹ワクチンの予防接種が予防接種法に基づく定期接種の対象となりました。こちらも公明党として推進してきた取り組みが成果で現れ、大変う

れしく思っております。

しかしながら、市民の方から帯状疱疹ワクチン助成が６５歳からの制度もうれしいが、５０代の働き盛りのときが心配である。５０代から助成制度を導入してほしいとの声を多く聞きます。

そこで、５０代から６４歳の方の帯状疱疹ワクチンの予防接種に関してまとめております。

まず、疾病負荷についてです。５０歳から６４歳でも高い発症率と重症化リスクがございます。帯状疱疹は５０歳以上で急激に発症率が上昇いたします。特に５０歳から６４歳の患者数が多く、帯状疱疹後神経痛、ＰＨＮ等の慢性疼痛、生活障がいのリスクも高いと言われております。また、罹患による就労の不能、ＱＯＬの低下、医療費増大が発生するという大きなリスクがございます。

国立感染症研究所のデータによると、以下のとおりとなっています。５０代でも年間１，０００人当たり約６人から８人が発症、５０代から６０代でのＰＨＮ、帯状疱疹後神経痛の発症率は１０％から２０％。

次に、制度上のギャップについて説明させていただきます。

国の定期接種対象が原則６５歳、７０歳の５年ごとの節目接種のため、５０歳から６４歳は制度上空白世代となり、国の定期接種制度では救えない世代が先ほどのリスクが高い世代となります。高齢になると免疫応答も低下するので、ワクチンの予防効果が下がる可能性がございます。一方で、体力的に元気な５０代、私も今５８歳になりますけれども、５０代で予防するほうが医療、介護コストの削減につながると考えられます。

３つ目に、地域住民の利益についてです。

５０代から６５歳の世代を守ることは就労世代への投資となり、社会経済効果にもつながります。５０歳から６４歳は就労現役層であり、帯状疱疹による欠勤、また長期休業が経済的な損失につながります。特に介護や育児と仕事を両立しているダブルケア層も多く、罹患による家族への負担も深刻となります。ワクチン助成は未来の医療費削減、また地域経済維持策として大きな意味を持つと私は考えます。

ここで１つ目の質問に移ります。

国の定期接種制度の導入に伴い、５０歳から６４歳までが公費助成が枠外となる現状について見解を伺います。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　それでは、木下議員の１点目のご質問、５０から６４歳まで公費助成が枠外となる現状に対する見解についてお答えいたします。

国の定期接種対象の年齢は６５歳でございまして、今年度から５年間に限り、経過措置として６５歳以上の全ての年齢の方に等しく定期接種の機会が与えられるよう、７０歳以上の５歳刻みの年齢の方も対象とされたところでございます。

この６５歳という年齢設定の理由でございますけれども、令和６年１２月に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の予防接種基本方針部会での検討結果によりますと、帯状疱疹の罹患者数が７０歳代にピークを迎えること。そしてワクチンの有効性が接種後の時間の経過とともに一定程度減じることなどが考慮されたものだということでございます。

これまで市の独自助成は、６５歳以上の方を対象に生涯で１度限り実施してきたところでございまして、国の方針は当市の考え方と基本的に同じと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　今、健康福祉部長のほうから７０歳代がピークということで今お話をいただきました。しかしながら、先ほど前段でもお伝えさせていただきましたように不活化ワクチン、シングリックスになります。これは個人差ももちろんありますが約１０年間、それから生ワクチン、ビゲンですね、これは個人差はもちろんありますが５年間ということになります。いかにその７０歳で打つことと５０歳で打つ、今回は５０と６５ですけれども、そう考えていくと、繰り返しになりますけれども、この５０歳から６４歳の空白のときですね、そのときの５０歳で打つということが一番大事だと私は考えますが、もう一度見解をお伺いします。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　ただいまの再質問にお答えいたします。

予防接種法に基づく定期接種でございますけれども、これはＡ類疾病とＢ類疾病に分類されておりまして、Ａ類疾病のほうはまだ免疫ができておらず、リスクの高いお子さんを主な対象として集団予防を図るものでございます。それから、今回帯状疱疹が分類されましたＢ類疾病でございますけれども、これは加齢とともに免疫が低下していることで、同じくリスクの高い高齢者の方を主な対象として個人予防を図るものでございます。つまり、

Ａ類疾病、Ｂ類疾病いずれにしましても、リスクの高い年齢層に絞り込んで最大限の予防効果を図るという、これが予防接種の基本的な考え方となっているところでございまして、費用対効果の最も高い手法と考えているところでございます。

　そういう部分を考えますと、今回７０歳代が発症率のピークということを考えますと、現行の６５歳の定期接種ということでポイントを絞った予防の施策になっているというふうに考えております。

　以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　分かりました。ありがとうございます。

　では、次の質問に行きます。

　次年度以降に定期接種対象外の５０歳を対象とする市独自、野洲市独自の助成制度についての見解をお伺いします。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　それでは、２点目のご質問にお答えいたします。

　本市では、令和６年１月から当該予防接種対象者の経済的な負担軽減のため、定期接種化されるまでの時限措置として助成事業を実施してきたところでございまして、今年度からの定期接種化に伴い、市の助成事業は今年度中に終了する方向で医療機関や対象者にも周知を進めてきたところでございます。

　今回の議員からの提案ですけれども、仮に５０歳の方を対象に市独自の助成制度を設けることで６５歳前にワクチン接種を行った場合、６５歳時になって定期接種の対象年齢を迎えても、医師が認める場合を除き、原則として定期接種の対象から外れる旨、国から通知されているところでございます。

　先ほどの答弁のとおり、帯状疱疹の罹患者数が７０歳代にピークを迎えることや、加齢とともに重症化リスクが高まってくるというところを鑑みますと、現行の定期接種による運用が最善ではないかと、このように考えております。

　以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　例えばなんですけれども、健康福祉部のほうに市民さんからのご要望で５０歳で帯状疱疹ワクチンの助成制度を導入してほしいとか、そういう要望や問合せというのは今現在ございますでしょうか。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　ただいまの再質問にお答えいたします。

今年度から帯状疱疹の定期接種が始まってからということで申し上げますと、今年の４月１日から今現在までの５０歳から仮に６４歳の方までの市民さんからの相談ということで申し上げますと、今現在までに２件相談を受けているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　今健康福祉部長のほうから２件という数字が上がりましたけれども、それは私の個人的な考えですけれども、氷山の一角だと思うんです。そちらのほうに電話をされて、こういうことを要望するという方はなかなか少ないんですけれども、そう思うと、タブレットの１９ページをご覧ください。これは野洲市でのワクチン未接種の場合の医療費のデータとなっております。一番上のところに年間にかかる費用、１人当たり帯状疱疹の医療費、これが４万２，６３８円、多分これは不活化ワクチンのシングリックスのことだと思うんですけれども、それでもう一方が１人当たりの帯状疱疹後神経痛医療費、ＰＨＮのことです。これが１２万７，０７９円、これはあくまでもデータになりますので、必ずこれが正しいということではないかもしれませんけれども、この差が約3倍開きがございます。今健康福祉部長が費用対効果という言葉をおっしゃいましたけれども、そういう観点から考えると、いかに５０歳でワクチンを打つことが必要かと私は思いますが、もう一度見解をお願いします。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　今木下議員のほうからデータをお示しになられましたけれども、どのような算定をされているのかちょっと分からなかったんですけれども、今回の議員からの提案で私が最も危惧しておりますのが、加齢とともにリスクが上昇していくというこの点が考慮されていないのではないかというところでございまして、免疫低下で、議員もおっしゃいましたＰＨＮ等の合併症を引き起こして長期的な治療が必要になっていくということになれば当然医療費もかさみ、医療従事者の負担も増えるということになるわけでございます。

こうした観点で申し上げますと、現在の６５歳という定期接種というような考え方に落ち着くのではないかというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　では、３つ目の質問に移ります。

本市における帯状疱疹ワクチン助成制度の対象年齢を５０歳に引き下げることについて、医学的な観点から病院事業管理者の見解を伺います。

○議長（山本　剛）　前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川　聡）　木下議員の３点目のというか、対象年齢を引き下げることについての医学的な見解についてお話をいたします。

まず、帯状疱疹ワクチンの接種の目的は、帯状疱疹の発症及び発症後に起こる神経痛のリスクを軽減させることで皮膚にかゆみや痛み、水膨れ等の症状が出た場合は、早期に受診、治療することにより、帯状疱疹に罹患している期間をできるだけ短くして重症化予防に努めるということが最も重要だと思います。

特に、最近このワクチンができて、マスコミというか、テレビなんかでも結構こういう話があるので、啓発されていて、今まで医学的に問題になるのは実は発疹が出て、何も知らずにほうっておいて、発疹が収まるころが一番ひどいときに来られて、そこから治療を始めたら神経痛が残ると。逆に、まだ発疹も出てないけれどもぴりぴりするぐらいのときに来られたら、帯状疱疹という診断がつけばすぐに治療すれば、こういう副作用起こらないんです。だから、医学的に一番医療費がかからないというかは、早く見つけて早く受診していただくのが一番だと思います。

しかしながら、最近この水痘ワクチンの定期接種化に伴って、この水痘帯状疱疹ワクチンに暴露する機会が少なくなったと。以前はお子さんがかかって、それを親がまたもう一度二次暴露と、２回目の感染をして免疫不活、免疫が強くなるんですけども、今子どもさんがワクチンを打つことで、もう水ぼうそうしなくなったので、１回昔してても２回目の暴露がないので弱くなって、それで先ほど言ったように年齢が上がったり免疫機能が落ちてくると、そういうブースターがかかってないので起こしやすくなることから、最近高齢者においてまた帯状疱疹にかかるということになってきたわけです。

今後も高齢化の進展に伴って、この傾向は多分当面継続すると予想されて、議員のご指摘のとおり、ワクチン接種によりリスクの軽減と重症化予防、そしてそれ自体は医学的に重要だろうと思います。

しかしながら、この助成制度の対象年齢を５０歳に下げることについては、医学的にはもう一点、このワクチン２回打つことがまだエビデンスも何もないわけですよね。５０歳

で打って、１０年たって、ワクチン効果がなくなったときにもう1回打てるかというと、エビデンスも治験も何もないのにどうするかと。その年代が一番実はリスク高いということもあるのでという点ですね。

それからもう１個、今国のほうでも明らかに免疫の低下のある患者さん、免疫不全症候群の場合には、６５ではなくて６０歳から認めるというようなことも記載がありますから、個別の症例においてはあると思うんですけれども、それは医学的な部分だと思います。

医学的以外の部分でも十分配慮すること、先ほど言ったことと同じですけれども、発症年度のピークが７０歳が一番免疫が落ちてくる頃ということだと思います。それが定期接種で６５歳で決定していますから、それと、あとはワクチンの安定供給であったり、医療従事者への負担であったり、国や地方自治体の負担等もコスト面のことも考える必要があろうと思います。

ワクチン予防接種において一番大事なことは、ワクチンはもともとはできたらしなくても一番いいわけで、リスクは絶対ゼロではないわけですから、そのことも併せて、費用対効果が問題であろうと思いますし、医療資源とかが財政の中でいかに多くの方のリスクを下げるかということを総合的に勘案した上で、市で判断いただくのがいいのではないかと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　今病院事業管理者のほうから早期発見ということを言っていただきました。

実は、私の知り合いの方なんですけれども、帯状疱疹になられまして、８０代のご高齢の方ですけれども、最初は何か虫刺されか何かみたいな感じということでほうっておられたみたいなんですね。それが２、３日したら、もう体に広がっていって、急遽病院に行ったら、これは帯状疱疹だと。やっぱり今病院事業管理者がおっしゃったとおり、一日でも早く治療に当たる、もちろんかからないことがベストですけれども、やっぱり８０歳代になるまでに３人に１人かかるということになっていると思いますので、またもう一度考えていきたいと思います。

では、４つ目の質問に移ります。

本市における帯状疱疹ワクチン助成制度の対象年齢を５０歳に引き下げることについて、櫻本市長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えいたします。

対象年齢を引き下げることについての見解ということでございます。

本市の帯状疱疹ワクチンの助成制度は、６５歳以上の方を対象として、生涯で１度限りということでございまして、定期接種化されるまでの時限措置として設けられたものであります。

今年度から定期接種が始まりまして、市民１人当たりの負担額もこれまでよりも低額になったことから、当初の予定どおり市の助成制度は今年度で終了する方向で考えているところでございます。

議員ご指摘の対象年齢という点におきましても、帯状疱疹発症率のピークが７０歳にあり、生ワクチンの有効期間が５年から７年程度、また組替えワクチンの有効期間も１０年あるいはそれ以上と一定程度の有効性が期待されていることを踏まえますと、現行の定期接種対象年齢である６５歳は妥当な判断であると考えています。

帯状疱疹ワクチンに限らず、ワクチン接種に対します考え方は人それぞれあるかと思いますが、少子高齢化に伴い社会保障費が年々増加する中、先ほど病院事業管理者からもご答弁ありましたが、限られた医療資源や財源をいかに有効活用して持続可能な医療体制を確保し、最大限の効果を発揮させるかということが今の時代に求められていると考えておりまして、その観点で申し上げれば、本市独自で助成制度を設けることは考えてはおりません。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　今、市長のほうから、独自ではなかなかできないというお言葉をいただきました。

滋賀県１９市町におきましては、もう市長もご存じかと思いますが、近江八幡市、それから東近江市が５０歳でされていると思います。そのことについて、例えばそういうところのデータを参考にされるとか、そういうことがございますか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　担当課のほうで確認しているかどうか、ちょっと承知しておりませんが、その情報が私に入ってきたということはないかと思っております。

付け加えて申し上げますと、各市それぞれどこに力を入れてこの医療、福祉を充実させるのか、それぞれ考え方があるかと思っておりまして、今挙げていただいた自治体はそこ

に注力しようという判断だったのかなと思っております。野洲市もどこに市民の本当にニーズがあるのかということを見極めながら考えていきたいと、このように考えております。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　今このインターネット中継を見ておられる市民の中にも、実は私も帯状疱疹で困っているという方もおられると思うんです。そういうことを考えると、国の制度では賄い切れないところも、野洲市として積極的に制度を整えていくことはとても大切なことだと思っております。ある市民の方からは、もっと野洲市として独自性、オリジナリティーですね、積極的な政策を打ち出してほしいとのお声もいただいております。

昨日の市長のご答弁の中で、市民の声を聞く努力をしていきたいとおっしゃっておりました。我々公明党のモットーも、小さな声を聞く力でございます。市民の皆様が野洲市に住んでよかった、また野洲市、これからもずっと野洲市に住み続けたい、そして健康寿命延伸のためにも、野洲市の健康福祉政策がより充実することを期待しつつ私の質問を終わります。

では２問目に移ります。バリアフリー義務化について。

バリアフリー法、正式名称高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律とは、高齢者や障がい者を含む全ての人が安全かつ快適に移動できるよう、社会全体のバリアフリー化を推進する法律になります。対象は建築物や鉄道の駅、バス、道路などの公共施設で、状況に応じたバリアフリー基準の適用は段階的な改善が求められます。

バリアフリー法では、国や地方公共団体の責務が定められている他、国民の責務も記載されております。ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務とされております。そして、一定規模以上の公共交通事業者等は、ハード、ソフト取り組み計画の作成、取り組み状況の報告、公表の義務があります。

令和７年６月にバリアフリー法が改正され、トイレ、駐車場及び劇場等の客席については基準が変更されました。具体的には下記の内容となっております。トイレは、現在建築物に１以上の設置を求めている。車椅子使用者用のトイレについては、原則として建築物の各階ごとに１以上の設置とすることに変更されました。主なものといたしまして以下のとおりでございます。駐車場は、現在建築物に１以上の設置を求めている車椅子使用者用の駐車施設について、駐車場の規模に応じて一定数以上を設置することとなりました。駐車場台数が２００台以下の場合、その数の２％以上、駐車場台数が２００台超えの場合はその数の１％プラス２台以上となります。劇場等の客席は、座席数に応じ一定数以上の車

椅子使用者用スペースを設置することとなり、座席数４００席以下の場合は２席以上、座席数４００席超えの場合はその座席数の０．５パー以上という基準となりました。

そこで、１つ目の質問に移ります。

野洲市における公共施設は、改善前のバリアフリー法の条件を満たしておられますでしょうか。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　それでは、１点目の市の公共施設は改正前のバリアフリー法の条件を満たしているかについてお答えさせていただきます。

まず、現在のバリアフリー法の前身となる高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を促進するための法律であるハートビル法におきまして、平成１４年に床面積２，０００平米以上の特定建築物に対しまして、バリアフリーに関する基礎的な基準への適合が義務づけられました。その後、平成１８年にバリアフリー法が施行され、これまで複数回改正が行われております。したがいまして、市の公共施設につきましては、それぞれの施設における建築当時の法律に基づきまして適正に設計施工され、建築確認等を受けた施設であると認識しております。

このことから、法の改正時点で申し上げますと、基準については満たしていたものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　ありがとうございます。

では、２問目の質問に移ります。

野洲市における公共施設は、令和７年６月のバリアフリー法改正の基準に適合しておりますでしょうか。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　それでは、２点目のご質問にお答えいたします。市内公共施設につきましては、今回、令和７年６月に改正されたバリアフリー法の基準を満たしているかについてお答えいたします。

バリアフリー法で求められる建築物の要件につきましては、大変多岐にわたっていることから、今回ご質問いただいております車椅子使用者用トイレ、車椅子使用者用の駐車施設及び車椅子使用者用の客席の設置数についてお答えをさせていただきます。

まず、車椅子使用者用のトイレにつきましては、市の公共施設のうち２２施設が改正後の基準は満たしておりません。

続きまして、車椅子使用者用の駐車施設につきましては、同じく市の公共施設のうち１５施設が改正後の基準は満たしておりません。

なお、車椅子使用者用の客席につきましては、対象となります文化ホール、文化小劇場２施設とも改正後の基準を満たしております。しかしながら、改正後のバリアフリー法につきましては、施行以降に新築等を行う場合の建築基準を定めているものでございまして、ただいま申し上げた施設につきましては、ご承知いただいていますとおり、直ちに改修が義務化となるようなものではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　ありがとうございます。

それでは、３点目の質問に移ります。

野洲市における公共施設において、バリアフリー法改正の基準に適合しない場合の今後の見解をお伺いします。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　それでは、３点目のご質問にお答えいたします。

基準を満たしていない市の公共施設につきましては、建て替え、または大規模改修等の設計、施工のタイミングにおきまして、建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的といたしましたバリアフリー法に基づく建築設計標準に即しまして、適正に対応していく必要があると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　木下議員。

○４番（木下伸一議員）　ありがとうございます。

バリアフリー法の改正の基準につきましては、劇場であれば車椅子が通るスペースの幅とか、舞台が見えるスペースの確保など、より具体的に示されております。健常者の人がなかなか気づきにくい視点を持って、高齢者や障がい者の方が過ごしやすいように検討されたと思います。このような視点を持って野洲市の公共施設を見直すことは大変大切なことだと思います。これからも高齢者や、それから障がい者の方が過ごしやすいまちづくりが進むことを期待して、私の４年間の全ての質問を終わらせていただきます。４年間あり

がとうございました。

○議長（山本　剛）　暫時休憩します。再開を１０時３０分といたします。

（午前１０時０９分　休憩）

（午前１０時３０分　再開）

○議長（山本　剛）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第５号、第６番、山﨑敦志議員。

○６番（山﨑敦志議員）　第６番、新誠会、山﨑敦志です。今回は野洲市消防団について質問をさせていただきます。

野洲市消防団は８分団で組織されており、令和６年４月１日現在では、団員総数は条例定数１７８人に対し２０名減の１５８人の団員で活動されています。今、台風とか来ていますけれど、自然災害が多発している昨今、平時は常備消防と連携を取り、市民の財産、生命、救助等主な活動があるが、近年は今も言いましたように自然災害、風水害や高齢者の徘回捜査など、多様な活動を務めていただいております。

その中で、消防団の課題も多様化しておりますので、そこで以下の質問をさせていただきます。

１、消防団員の定数について、８分団ごとの団員数及び不足団員数を伺います。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、１点目の消防団員の定数及び不足数についてご回答申し上げます。

消防団員の分団員数につきましては、野洲市消防団の組織、服務等に関する規則に定められており、各分団におきましては２２名、やすファイアレディースに関しましては１８名となっております。

不足団員数につきましては、令和７年４月１日時点ではございますが、中里分団が３名、兵主分団が２名、野洲分団が３名、北野分団が９名、三上分団が３名、妓王分団が７名、やすファイアレディースが１名となっております。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○６番（山﨑敦志議員）　ありがとうございます。

令和６年４月１日より定数が８名、令和６年では一応２０名減とデータに出ていましたので、そこからまた増加しているという諸問題があると思います。

では、２つ目の団員の高齢化及び不足団員の補充についてどのようなことを進められておられるのか、お聞きします。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、２点目のご質問にお答えをさせていただきます。

消防団は、地域防災の中核を担う非常に重要な存在である一方で、消防団員の高齢化や団員確保は全国的な課題であります。本市消防団においても喫緊の課題と考えておるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、地域住民の安心、安全な生活を守るため、消防団員の確保を重要な施策と位置づけております。具体的には、市ホームページやＳＮＳを活用し、特に若年層に向けた消防団の認知度向上やイメージアップに努めるとともに、消防フェアなど各種イベントにおけるＰＲ、自治会長会や自主防災組織リーダー研修会での団員募集依頼など実施することによって、団員の確保に取り組んでおるところでございます。

また、団員の高齢化などに対しましては、特定の任務に限定した活動に従事する機能別団員制度を導入いたしまして、既存団員が活動を継続しやすい環境整備にも注力をしております。

今後も消防団員の確保と活動環境の充実に向け、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○６番（山﨑敦志議員）　ありがとうございます。

高齢で奉仕していただいている方には、その機能的な活動のサポートということで、どの分団に高齢者が多くおられるかというのはあえて聞きませんけれど、やはり野洲北野と一部北野とかいうエリアについては、住民がかなり増加しているエリアで、団員が９名減というのは、活動に対して団員に対する負担がかなり大きくなると思いますので、極端に団員が少ないところについては、もう少し地域含めた形で積極的な団員の参画をお願いしていただきたいと思います。

３つ目、団員数の今言われた中で、これは令和６年のデータですけれど、団員数総数の２割が公務員または公務員に準ずる方々にお願いしている場合が多いというデータになっております。出動命令が出た場合公務を優先されるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、３点目のご質問にお答えをさせていただきます。

非常勤の消防団員の身分については、特別職の地方公務員になります。公務員の消防団員との兼職に関する特例により、所定の手続を取ることにより、公務員が消防団員を兼ねることが可能となっております。その前提といたしましては、公務員としての職務の遂行に著しい支障があるときを除いてとされておることから、市職員におきましても公務が優先されるという考えでございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○６番（山﨑敦志議員）　ありがとうございます。やはり市職員においても市民の財産、生命を守る活動の先端になって、災害時の対策本部の中で、その組織として活動していただく、それが優先だと思います。やはり警報が出たり、そういうときに対しては、各部署を超えた形で担当班をつくられて、特に警報が出た場合の避難所の開設とか、そういうものにも職員の方が常に配備されているという実態を知っておりますので、なかなか兼務ということで、火災があってはならないですけど、大規模火災があった場合にはそれなりの公務と火災と考えた場合には、そういう形のほうが実際は優先されているとは思いますけれど、公務をやりながら団員を務めていただいているというのは、２４時間体制でやっぱり消防団活動の呼び出し等もあると思いますので、その辺、地域の火災等で出動した場合に翌日の勤務とか、かなり苦慮されている方もおられるとお聞きしておりますので、そういう点については、質問にしたら、そういう夜間に出動した場合の公務の人の翌日の対応とか、そういうのは何か取決めがございますか。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　再質問にお答えをさせていただきます。

夜間出動した際、ご心配いただいている次の日の勤務に支障が生じるという部分になろうかと思いますが、一応現時点では特別な対応はしてはおりませんが、市役所の組織の中で当然のことながらそうした取り組みをしていただいた職員に関しましては、課なりそうした係なりで十分に業務を分担しながら対応いただけるのではないかというふうには考えておるところでございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○６番（山﨑敦志議員）　ありがとうございます。結局市役所内のチームプレイというような形だと思います。組織が結束して地域住民の財産、生命を守るという活動の一端だと思います。

そこで、消防団員だけに負担をかけていることがあると思いますけど、災害発生時によ

く自助、共助、公助と言われますが、高齢者社会の中で、自助は災害時前に高齢者は避難先ないしは災害時の物品を準備するとか、そういうことはできるとは思うんですけれど、やっぱり避難所は分かっても、高齢者が避難行動を取るときに自助では行けないんで共助が必要だと思いますけれど、その辺、各地域でそういう災害時の訓練とか、そういう実施状況が分かればお教えいただきたいと思います。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　災害対応につきましては、議員おっしゃいますとおり自助、共助、公助という流れで取り組んでいくことになろうかと考えております。

共助につきましては、お隣、近所、そしてまた自治会というところに大きな役割が期待されておるところでございまして、各自治会におきましては名称はいろいろとありますが、自衛消防団なり災害対応の組織というのを各自治会において組織をされておるところでございます。そして、その組織を市として支援するという形で一定補助金のほうを出しておる部分がございまして、訓練をされた場合、また講習を受けられた場合、さらに設備の点検等を行われた場合といったような様々な活動の実施に伴いまして補助させていただいておるという点がございます。

さらにもう一点、自主防災リーダー研修会というのを年２回開催させていただいております。これは各自治会から２名程度ご参加いただいておる部分でございまして、その中で、火災における消火活動はもちろん、災害時の例えば災害食の作り方、また避難所におけるテント、避難所における避難設備の使い方などといった学習をしていただいておるところでございまして、そうした知識、経験を得ていただきまして、いざ地域において発生した場合には対応していただけるように努めておるというところでございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○６番（山﨑敦志議員）　ありがとうございます。今部長のほうから実施状況とか啓発について、自治会長のそういう集まりのときに活動をお願いしておられる。ただ、私気になるのは、私の地元の旧村的な地域においては、そういうような活動が、共助を主体とした声かけがあるとは思うんですけれど、やはり扉一枚で隣の人も分からないマンションがかなり増えてきております。そういう大きなマンションだと、１つの自治会という自治団体になっておりますので、そこいら辺においても、やはり積極的な活動を促すような指導をお願いしたい。それは隣接しているマンションなんか結構あります。集落なんかは５０世帯とか１０世帯とか、大きな住宅街は１００単位ぐらいの区切りになっていますけれど、

やはりマンションは一つの限られたスペースで共同生活やられていますので、そこら辺での災害というのが大きくあります。最近のニュースでも、下で火災が起こって上へ延焼している、避難ができないというような事故の報告もございますので、その辺の注力、徹底をお願いしたいというように思います。

４点目ですけれど、私も会社で防火管理者の担当をやっておりましたけれど、消防庁では消防団員を雇用する事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得るために、平成１８年より消防団活動に協力している事業所を顕彰する消防団協力事業所表示制度を構築され、市町村等にその導入の推進を図っておられますが、市内の企業の協力依頼は実施されているかどうかお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、４点目のご質問にお答えをさせていただきます。

消防庁が推進をしております消防団協力事業所表示制度の趣旨に基づき、湖南広域消防局におきまして、消防防災力の充実強化などの一層の推進を図ることを目的に、湖南４市の消防団に協力する事業所などに対しまして消防団協力事業所として認定し、当該事業所に表示証を交付する制度が実施をされておるところでございます。

市内におきましては、８月１日時点ではございますが、計８事業所が認定をされておりまして、現在市のホームページ並びに湖南広域消防局のホームページなどで制度の周知を実施しておるところでございます。

今後におきましても、湖南地域消防局と連携をいたしまして、制度のさらなる普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○６番（山﨑敦志議員）　ありがとうございます。その制度を市内８事業所が登録されているというのは、やはり地域として誇れる行為だと思います。

ただ、実際これは市民部の管轄じゃないと思いますけれど、市内企業従業員が居住地のというのは、野洲市じゃなくて、市内の企業に各県内いろんなところから来られていると思いますので、その辺、消防団員を務めている従業員がいるかいないかのアンケートというのは湖南広域の担当になるのか分かりませんけれど、その辺にアンケートを依頼するということは可能でしょうか。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　会社に消防団員がおられるときは、当然会社の業務と消防団の職務との兼務ということで会社に登録はされておられるのかなというふうに思います。一方、消防団につきましても、各消防局におきましてどこにお勤めであるかというのを把握されておるということは考えられるところでございます。

今のアンケートにつきましては、消防局のほうでということになろうかとは思いますが、そのアンケートの目的なり効果等を考えた上で、消防局のほうで判断される事案になるのかなというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○６番（山﨑敦志議員）　ありがとうございます。先ほど冒頭に言いましたけど、自然災害が異常気象によってかなり多発しています。やっぱり市の行政の中での対策本部も重要ですけど、やっぱり先端、消防団ないしは常備消防が常に活動してくれます。大きな災害になると国のほうに言って自衛隊の出動とかいうのもございますけれども、幸いというか、湖南エリアは大きな災害にも見舞われない地域ということで、常に安心の心構えがある、住民自体がよその地域の災害を見るたびに、こちらはいい場所に住まいしているなという感覚の人が多いと思います。だから、今この安心できる状態のときに、やっぱり自助、共助、そこら辺を一番最初に活動するのがその部分ですから、今後もそういう部分についての啓発をよろしくお願いしたいというので、２つ目の質問に移ります。

消防団の処遇等についてですけれど、１点目が消防団詰所の更新計画の進捗について伺うのと、南口開発に伴う野洲分団の移設場所はどこになるのか、見通しがあるならお教えいただきたいと思います。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、２番目の１点目のご質問にお答えをさせていただきます。

消防団詰所の更新計画につきましては、現在７棟ございます分団詰所のうち、最も古い建物であります野洲分団詰所について建て替えなどの検討を行っておるところではございます。

現在、野洲駅南口周辺整備事業において、当該詰所を含む公共施設について、一体的、計画的な土地利用を検討していることから、当該事業との調整を図りながら進めていきたいと考えております。

また、２番目に古い三上分団の詰所につきましては、こちらも建築から３７年が経過し

ておるところでございます。令和１０年度を目途といたしまして建て替えを考えておるところではございますが、現在の詰所敷地におきましては建て替えは難しいという判断をいたしております。よって、移転建て替えというのを前提に公共施設の敷地活用などの用地の調整を図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長（山本　剛）　山﨑議員。

〇６番（山﨑敦志議員）　ありがとうございます。地元の三上分団も計画に入っているということで、野洲については南口の開発と公共施設の位置関係等々ございます。ということは、野洲分団の詰所自体を今の場所から移設するということになると、野洲分団の詰所の隣接には駅前自治会館が隣接しております。その隣が文化ホールの駐車場という北側へ一面でつながります。やはりこの際、これは私的な情報ですけれど、駅前自治会館も４０数年がたって、空調設備とか全部更新せないかん時期に来ていますよと。それと文化ホールの改修と小劇場の利用が止まるその間に対して、駅近くの駅前自治会館を利用される方が多数申し込みに来られているという現状を私的には聞いております。ただ、そこも先ほどの木下議員のバリアフリーの関係じゃないですけれど、まだ玄関で靴を脱いで畳の部屋とか階段とか、アプローチが整備できてないと。やはり建て替えが必要な時期に来ているというようなことを聞いております。そのためにも、駅前開発のときに駐車場から分団、駅前、その辺を一体的に土地利用を有効にする検討はできないでしょうか。分かれば教えていただきたい。

〇議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

〇政策調整部政策監（小池秀明）　駅前の周辺整備を所管しておりますので、私のほうから繰り返しになるかもわかりませんが、大きな現状と考え方についてお答えさせていただきます。

現在、南口周辺整備構想の改定について取りかかっているところでございまして、南口周辺の市有地約２万６，０００平米の土地利用の現況、周辺部に係る官民含めた各種機能の状況などの調査分析を行っているところでございます。

今おっしゃいましたように、エリア内には消防団詰所と駅前の自治会館、それとコミセンもございます。あと、少し離れておりますが公衆トイレとか、いわゆる老朽化などの課題がございます行政施設が入っておりまして、これも駅前構想の重要な公共施設として位置づけをしております。

このために、現在担当部署と連携をしながら、今おっしゃいましたように複合化検討なども含めまして、改定する構想の中で検討の上で大きな方針をお示しさせていただきたいと考えております。決してこのようにしますという決まったものを報告するのではなく、都市基盤整備特別委員会などを通じましてその考え方をお伝えする中で、またご意見等を賜ればと考えております。

以上です。

○議長（山本　剛）　山崎議員。

○６番（山崎敦志議員）　ありがとうございます。駅南口の開発についてはまだまだこれから市民の声を聞きながら前向きに検討していただく中の１つとして、土地の有効利用とか、変則的な建築物にならないような構想も考えていただきたいなと思います。

２つ目、これはもう私もあまり理解ができてないんでお伺いしますが、出動報酬の見直しについて、最低賃金が１，０００円を超えている今の世間の状況で、条例の改定は令和５年度一部やられましたけど、それ以降の検討はあるのかどうか、よろしくお願いいたします。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、２番目の２点目のご質問にお答えをさせていただきます。

消防団員の出動報酬につきましては、消防庁において令和３年４月に消防団員の報酬等の基準が策定されたことや、令和４年１２月に都道府県知事へ消防団員の報酬等の処遇改善を求める通知が出されたことなどを受けて、本市でも令和４年度及び５年度に２回にわたりまして、消防団員の定数や報酬などを定めました野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の改正を行い、消防団員の報酬の増額改定を行っております。現在は国が示しております消防団員の報酬等の基準と同水準の報酬額となっておりますことから、現時点では改定の予定はありませんが、今後この基準が改定されるなど状況などが変化すれば検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　山崎議員。

○６番（山崎敦志議員）　その一定の指針に基づいて設定されているということが確認できました。あえて報酬を上げるから団員を増やすというんじゃなくて、やっぱり活動に見合う報酬が政令で決まればそれに従っていただくということ。

ただ、３つ目が市の支援体制がどうかいうのは分からないんですけれど、数年前に野洲

市消防団がまといをもらって、守山、野洲と湖南エリアで滋賀県で２つの地域が連続したまといをもらったときに、野洲市消防団が全国大会に出て入賞したというので、多くの選手に並び、それの附帯するスタッフが応援に参加したと思うんですけれど、各種大会に出場する支援の充実が必要と思いますが、野洲市のそういう大会に対する支援等はどのような取り組みされているのかお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、２点目の３問目お答えをさせていただきます。

例年、先ほど議員おっしゃったような消防操法訓練ですね、消防団員が出場していただいているところです。今年も滋賀県消防操法訓練大会が夏開催されたところでございます。

その参加に際しまして、日頃の活動や訓練の成果を十分に発揮できる環境を整えるため、訓練や大会当日の出動に対します報酬をはじめまして、訓練に必要なホースや要員のシューズなどの購入、大会当日の会場までの送迎に係る公用車の手配など、様々な支援を行っておるところでございます。

なお、市といたしましても団員の活動負担軽減についても課題と認識しており、大会を含む消防団活動については、団員の要望やご意見を十分に考慮しながら、必要な支援を適切に継続してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○６番（山﨑敦志議員）　ありがとうございます。やはり大会に出る選手も、以前は守山の関係だと分団ごとに当番で出場するような体制を取られていますけれど、野洲市については最近先ほど言いましたように団員数がかなり減っていますので、大会に出られるメンバーを分団から出してきてチームを編成しているというようなことを聞いています。確かか分かりませんけれど、常備消防の活動は、常に人命、住民の財産確保、救助体制、いろいろありますけれど、消防団というのは、やっぱり仕事と兼務しながら登録しておられる方がおられますので、その人たちが常に意識しながら活動できるようなサポートを今後とも市のほうでもよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　次に、通告第６号、第１３番、岩井智惠子議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　第１３番、岩井智惠子でございます。

それでは、今回は不登校の実態と取り組みについて、そして商工会との今後についての２点、お話をお伺いしたいと思っております。

過日になりますが、新聞の見出しに、長浜の小中学校不登校は過去最多という記事が目に留まりました。２０２４年度の市内小中学校の不登校に関する現況では、小学生が全児童の２．４％に当たる１３７名で、２０２０年度の３．３倍、中学生が全生徒の７．３％の２３０人で、２０２０年度の４．１倍を数えるなど、小中とも過去最多となりました。

滋賀県の不登校児童生徒数は全国の傾向と同様に増加しており、令和４年度には過去最多の４，１８２人に達しましたとの記事でした。

回答の不登校の要因で、小学校が学業不振、生活リズムの不調、中学生が生活リズム不調、無気力、友人関係の問題などが挙げられています。

第１問をお願いします。野洲市の不登校の現状についてお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、岩井議員の１点目のご質問にお答えをいたします。

令和６年度の文部科学省の調査によりますと、野洲市の不登校児童生徒数は小学校で７５名、中学校で９０名となっております。また、不登校児童生徒率は小学校で２．７１％、中学校で６．３６％です。令和５年度と比較しますと小学校では２２名、０．８４ポイントの増加となっており、中学校では８名、０．４９ポイントの減少という状況です。

なお、ここで言う児童生徒とは、年間３０日以上の欠席がある児童生徒のことを指しています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智恵子議員）　今おっしゃった統計が野洲市の場合、不登校、現状について言われたわけですが、再質問をいたします。

野洲市の場合は、２０２０年度と２０２７年度の比較では小学校では１．５倍、中学校では２倍となっています。そして、長浜市や滋賀県では過去最多となっている一方で、野洲市はそれほど倍率が大きくなって推移しているということはないようですが、要因としても先ほど述べた内容と変わらないと思います。しかし、不登校対策として、教育現場ではスクールカウンセラーや特別支援コーディネーター、学生支援員と連携を図り、日々多様な対応に当たってくださっているわけですが、不登校から立ち直れる生徒の割合もあるはずです。分かれば、その不登校からまた立ち直れた子どもたちの数が、数はなかなか分からないと思いますけど、そのあたりの情報をお願いいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　今ほど一番最後のところで少し答弁させていただいたんですけども、不登校というのは年間３０日以上の欠席ということになりますので、場合によったら連続している子もいますけれども、毎月平均しますと３日ぐらいの休みをしたという子が例えば夏休みを除きますけども、あと１１か月もし平均的に３日ずつ休んだとしたら、もうそれで３３日になるということでもありますので、今議員がおっしゃったように、そこから立ち直ったというふうな数については具体的に把握をしておりません。２、３日休んだけれども、また学校に登校したとか、あるいは１週間ほど休んでいたけれども、あとの月はずっと登校したというふうなことになりますと、もうこれをどこまで立ち直ったのかというふうに見ていく部分もあるかなというふうに思いますので、全体的にはその数は把握できてないというのが状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智恵子議員）　今教育長がおっしゃったように、その数を把握するというのは大変難しいんですが、たくさんのスクールカウンセラーや特別支援コーディネーターなどの方々はじめ、学校の教職員の方、本当に努力してくださっているので、少しでも戻っていただければという気持ちでちょっとお聞きしましたが、難しいようでございます。

問２、以前から不登校についての一般質問、答弁をされていて、特にコロナ禍の影響は否めないまでも、市行政として支援事業に力を入れておられますが、２０２４年の文科省発表では、全国的に不登校生徒３４万人強と依然増え続けています。最も大きな原因は何だと考えておられるかお伺いします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、２点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

令和６年１０月に公開をされました文部科学省の調査によりますと、不登校児童生徒について把握した事実として、学校生活に対してやる気が出ない、不安、抑鬱、生活リズムの不調に関する相談が８割程度あったとされております。他にも学業不振やいじめ以外の友人関係など、多数の項目での相談があったとされていますので、不登校児童生徒が増え続けている要因は、子ども一人ひとりの置かれた状況により様々であるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　なかなかひとくくりにこうだということは言えない現状なんですけれども、ほぼ８割の方がやる気がないとか、先ほど言った理由が大半を占めているということが分かりました。

では、再質問いたします。

一度不登校になると、もう学校に戻れないかもと思い込む子どもも少なくありません。しかし、通信制やサポート校、フリースクールなど学校以外でも学べる場が増えています。本人の興味や特性を合わせた学びのスタイルを取り入れることで自己肯定感を高め、社会との接点を取り戻すきっかけにもなります。野洲市では多様な学びの連携など、どのようにされているかお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　今議員のほうからもおっしゃったように、やはり本市におきましても多様な学びというのが実際ございます。場合によったら、例えばふれあい教育相談センターというところでもって学習を受けるとか、あるいは本市は例えば学校へ来にくい子という子に対しても、訪問型というふうなスタイルも取っておりますので、行かせていただいて、子どもたちに勉強を一緒にするというふうなことにもなろうかとも思います。このようなことも校長が認めてもらえれば、それぞれ出席日数ということにしておりますので、その辺のところについては完全に不登校になってしまうという状況ではないかな。ただ、中にはやっぱりそういったところもなかなか行けないというふうな子どもたちがいますので、今ほど申し上げましたように、スクールカウンセラーや、あるいはソーシャルワーカーも含めまして、いろいろな関係の皆様にご協力もいただきながら、子どもたちがまず学べるというふうなところを選んで、そして学習ができるような状況を整えたいなというふうに思っています。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ありがとうございます。本当にいろんなところで大きな力を言えば支援していただいていることに感謝しかございません。

先日も野洲市のふれあい教育相談センターに伺いまして、現状も聞かせていただきましたが、やはり相談の方も来られているようで、大きな力になっているということを感じております。

それでは、第３問に行きます。

スマートフォンの普及率が高まり、ＳＮＳやオンラインゲームが生活の一部となる子ど

もたちが増える中、私はスマホ依存が不登校の要因になっていると考えています。ちなみに、電車内を見渡しても乗客の９０％ぐらいはスマホをいじっているのが普通の光景です。これが現代の社会であり、スマホも場合によっては人間関係のトラブルやネットいじめに発展しかねません。スマホ依存が子どもたちに与える心理的、身体的影響や不登校につながるプロセスとメカニズムなどをよく理解して、子どもが再び自信を取り戻し、学校へ通うきっかけづくりが肝要です。教育委員会としてどのように保護者との関わりをお持ちか、その対策などありましたらお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、３点目のご質問についてお答えをいたします。

岩井議員がおっしゃるように、スマホ依存が子どもたちの成長に大きく影響しているとの研究結果が多数報告されております。スマホを触る時間が増えることで睡眠時間が短くなり、朝起きられないということもあります。また、スマホを使ったＳＮＳのやり取りが増えると、現実世界でのコミュニケーション機会が減り、対人関係能力の発達に影響が出る可能性も考えられます。

野洲市では、消費者教育事業の一環として、ＳＮＳ関係に精通している講師の先生をお呼びし、子どもや保護者対象に講義を行ってもらいました。長時間のスマホの使用が脳に与える影響や、スマホで相手とつながる危険性など、児童生徒がはっとさせられる内容となっており、有意義な時間となりました。保護者にも参加をしてもらい、家庭内でのルールづくりにもつなげられます。この事業を今後も続けていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　今も教育長がおっしゃったように、学校、そして家庭とが一体となって取り組んでいかないと、本当に反省すべきはして、ここを乗り越えていただきたいものだと思っております。

再質問に行きます。

スマホ依存症と不登校の関係は、単にスマホが原因で学校に行かなくなるという単純なわけではないと思います。子どもの抱える不安や人間関係の問題など、多くの要因が絡み合って起こっていると思いますが、なぜ行きたくないのかという、本当の声をキャッチして、保護者や学校、そして地域や社会の協力、そして対策を講じることが大切であると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　教育委員会といたしましても、できるだけそういう子どもたちの声を聞きたいというようなことで、先ほど申しましたがふれあい教育相談センターの中ではこころの教育相談というものを設けております。本当に昨年度に比べましても、その関係でのやっぱり相談というのがかなり増えてまいっております。これが子どもたち、あるいは保護者にとっても一番大きな現在の悩みということになるのかなというふうにも思っています。

このように、相談をするところを多数設けるとか、あるいはいち早く子どもたちの悩んでいること、あるいは相談したいということをキャッチするとかというようなことは学校でも、また今言いましたようにこころの教育相談というようなところでもさせていただいていますので、何なりとやはり自分が学校に行きにくいなとか、学校がかなんなとかというふうな思いを言葉としても発せられるような場所というのを多数設けること、そしてそれをやっぱり相談的に解決ができるということが一番ではないかなというふうに思っています。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　本当にそのとおりだと思います。私どものときは多少いろんな相談があったり悩みがあっても、もうそういう場もなかったので、休んだら休んだなりのような大きな支援というのはなかったわけですが、今の時代はそういう支援があって、至れり尽くせり的なところがある中で、またそれはそれで大きな悩みがあるものだと痛感いたしております。

では、問４に行きます。

令和５年６月の定例会の津村議員の質問で、一般社団法人蜜柑の木と野洲市民の方が社会福祉協議会の協力を得て、中主の安治で古民家を借り親の会を開設されていると答弁されていますが、一般社団法人蜜柑の木と親の会についての関わりと現状についてお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　４点目のご質問についてお答えをいたします。

一般社団法人蜜柑の木と親の会の関わりと現状につきましては、親の会は月に１回開催されているということを把握はしておりますが、市としまして直接的に関わるわけではございません。

市では、不登校児童生徒を持つ保護者への支援として、ふれあい教育相談センターでのこころの教育相談を保護者向けにも実施するとともに、教育支援ルーム、ドリームを利用している児童生徒の保護者向けに学期ごとの懇談会も実施をしております。今後は、不登校児童生徒を持つ保護者の会の実施についても検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智恵子議員）　こういう会が本当に身近なところであるのはうれしいんですけれども、知らない方も多数いらっしゃるかなと思いますので、ふっとそこに足を向けるような状況づくりというのはこれからも大切じゃないかと思っております。

次、問５に行きます。

人はみんな顔形が違うように、不登校やひきこもりにも原因は様々であります。教育委員会、保護者、学校、民生児童委員、地域など多くの人が関わって、連携を持って一人ひとりが寄り添ったケアは欠かせないものでございます。一人を取り残さない、不登校が減少する新たな、あるいは今後の取り組みがあればお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、５点目のご質問についてお答えをいたします。

先ほども申し上げたとおり、不登校の要因は子どもによって様々ではありますが、いずれの子どもにも社会的自立を見据え、自己決定できるよう支援することが大切です。支援のスタンスや関わり方については校内で共通理解を図り、全ての教職員、そして関係機関が一丸となり、チーム学校として関わることが重要です。

本市では、不登校対策の１つとしまして、県の不登校に関するプロジェクト研究に参加しています。市内の小中学校１校ずつを研究校として、ＳＳＲ、スペシャルサポートルーム、いわゆる校内教育支援センターのあり方について、学務課や校外教育支援センターの役割を担うふれあい教育相談センターが学校と連携をし、子どもが安心できる居場所づくりに関する研究を進めているところです。今後はこの研究の成果を市内の小中学校で共有し、不登校対策の一助とできるよう、チーム学校で研究に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智恵子議員）　ただいまは研究校としていろんな策を講じておられるということで本当にありがたいなと思いますし、また、この研究結果というのも発表していた

だけたら本当にうれしいことであるとは思っております。

最後に、野洲フリースクール等利用児童生徒支援助成金についてお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　では、６点目のご質問にお答えさせていただきます。

野洲市フリースクール等利用児童生徒支援助成金の制度につきましては、６月議会で補正予算をお認めいただきまして、今年度から始まった事業となっております。不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、学校以外の多様な学びの場を利用する不登校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的といたしまして、児童生徒１人につき月額１万円を上限としてフリースクール等の授業料の一部を補助しておる制度となっております。

対象者といたしましては、申請のあった日の前１年以内におおむね３０日以上在籍学校に登校していない、またはフリースクールを原則として週１回以上利用している、また、フリースクールを利用することにより、在籍学校の出席扱いを受けているなど、こういった要件を満たした不登校児童生徒の保護者が対象者となっております。

また、本助成金の対象となりますフリースクールにつきましては、利用している不登校児童生徒の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導や学習支援に関する取り組みを原則としておられ、学校の課業時間内に提供することができること、また、市及び在籍学校と連携することができること、業務上知り得た個人情報について他の目的に使用しない措置が確立されていること、こういったことを条件といたしておりまして、施設認定を行って助成金として交付させていただいております。

助成金につきましては、市校長会などでも周知をいたしまして、またホームページにも詳細を公開し、広く周知を図っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　この再質で終わりたいと思いますが、今説明をいただきましたフリースクール等利用される中、さらに助成金制度の利用で経済的負担の軽減が図られることは大変ありがたいことでございますが、今年度始まった事業とはいいますが、申込み状況についてはどんな感じでしょうか、お伺いします。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　では、再質問にお答えさせていただきます。

こちら、助成金制度につきまして、８月末までの利用状況につきましては１名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ありがとうございます。１名ということを聞きまして、今年度の事業ですのでそんなにはないと思いますが、こうして軽減ができるということは大変ありがたいことだと思っております。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　暫時休憩します。再開を午後１時といたします。

（午前１１時２５分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（山本　剛）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩井議員、質問を続けてください。

○１３番（岩井智惠子議員）　それでは、午後の部でさせていただきます。

野洲市市議会議員・野洲商工会との懇談会に参加してということで質問させていただきます。

８月７日、初めての試みと思いますが、野洲市議会議員と野洲商工会の役員の皆さんとの懇談会が中主防災コミセンで開催されました。私自身、野洲市商工会の仕組みや内容をしっかり理解しているとは言えず、どんな意見交換になるのかなと思っていましたが、初めてであり、時間的にも全役員の皆さんとの意見交換はできたとは言えませんでした。野洲市商工会からは、県立高等専門学校の通学路や自動車道の整備計画、また開発地権者との課題等について質問があり、意見交換をいたしました。

さて、商工会は地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の地域の発展のために総合的な活動を行う団体であります。一言で言うのは簡単ですが、顔がお一人お一人違うように、それぞれの事業内容や経営規模も異なる中、市と商工会、また他団体との協力で一大イベントの例を取ってみましても、商工会の思いや行政の置かれている状況など様々な考え方がある大変難しいものだと痛感いたしました。コロナ禍以降、なおさらでございます。今回の懇談会、また後日私は出かけていきまして話をさせていただきましたが、いろいろ今後のことも鑑み、行政とのマッチングを図ることが難しいことも知りました。今後の行政の考え方、そういう難しい中ではあるとは思いますけれども、行政の考え方を今後質問としてお伺いいたします。

問１、まず商工会が関連している商工観光課が地域経済振興課に改編されています。市民の方からもお問合せの声が聞かれますが、その組織、機構の改編の理由をお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治）　それでは、１点目のご質問にお答えいたします。

商工観光課を地域経済振興課に改編した趣旨につきましては、令和７年４月１日付の人事異動方針においてふるさと納税に関する事務を協働推進課から移管し、地元事業者等とのさらなる連携を深め、地域の活性化を図るとお示しし、本年２月１９日に開催されました議会全員協議会においても報告させていただいたところでございますが、今回ご質問いただきましたので少し補足をいたしますと、これまで進めてきました商業、工業、観光の振興、また近年強化を図っております企業との連携に加えまして、地場産品の振興や地域ブランド力の向上が期待できるふるさと納税事業を移管することで、一層地域経済の活性化を推進する組織に改編いたしました。このことから、より目的を明確にした組織名とするため、地域経済振興課に改めたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ただいまは目的を明確するために改編されたということでございまして、ますます発展的に事業をされることを願うばかりでございます。

では問２、以前はやす花火大会や「オクトーバーフェストやすＪＡＺＺ　ＵＰ！」といった老若男女かかわらず毎年イベントを楽しみにしていたものです。しかし、特にコロナ禍以降はイベントも中止や取りやめになっているのが現実です。一方、開催には多額の資金や周辺に及ぼす影響、交通停滞及び交通整理の人員確保など課題も山積みであります。しかし、にぎわい創出はうたっておられる以上、市民、商工会、行政、その思いは大差はないと思います。市長は実行委員会の一員としてイベントの今後を鑑み、行政として取り組みをどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、イベントの今後についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、やす花火大会や「オクトーバーフェストやすＪＡＺＺ　ＵＰ！」等の大型イベントは、新型コロナウイルス感染症のまん延や、令和４年度に策定いたしました

野洲市行財政改革推進プランをきっかけといたしまして、令和８年度まで各種事業が休止となっております。

さて、ご質問につきまして結論から申し上げますと、議員がおっしゃっているイベントにつきましては、まちのにぎわいの創出をもたらす一つの手段であると考えております。

ここで言うまちのにぎわいの創出とは、私の考えでは、人が集まり、交わり、時間や空間をともに共有し、そこで感情が揺さぶられることにより、新たな出会いやつながり、価値が創出されることと考えております。これは、まさに現在進めている野洲駅前南口整備に際して念頭に置いているものと一致しております。

今後まちづくりにおきまして、にぎわいの創出といった明確な目的を求める際には、イベントという一つの手段を戦略的に用いることは有効であると考えております。

このように、イベントというものだけを一括してそのまま評価するのではなく、まちづくりにおける目的と、それを達成する有効な一つの手段と合わせた形で捉えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ありがとうございます。まちのにぎわいの一環として、ただイベントごとだけではなく、いろんなものを考慮し、やって、盛り上げていかないといけないという市長のお考えもよく分かりました。

それでは、３番目に行きます。

野洲駅前南口、北口の冬場のイルミネーション、この提案は商工会から声が上がったとのことですが、１年目は行政からの補助金もあり設置され、何年間かは多くの乗降客や市民の癒やしの場となってまいりました。しかし、その機材は消耗品にすぎず、毎年とはいかないようでございます。今後の点灯については商工会から消極的な声が聞かれましたが、駅前からまた明かりが消えるのでしょうか。今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治）　それでは、３点目のご質問にお答えさせていただきます。

駅前イルミネーションにつきましては、市の補助金を原資に、商工会さんが中心となりまして令和５年度まで実施されてきたところでございます。商工会さんにおきましては、各種事業の優先順位を勘案され、イルミネーション事業の実施を現在見合わせておられる状況と、このように考えてございます。

一方、市では駅前市有地の活用によるにぎわいの創出に向けた社会実験について、市民

懇談会での意見を踏まえて検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　イルミネーション、本当にきれいで、いつもいいなと思ってあそこを見に行ったりもしていたんですけれども、そしてまた憩いの場でもあったと思いますが、これは商工会のほうから他のこともあるでしょうからおやめになっているということですが、今度駅前の開発ということでいろいろな案も持ち上がろうかと思いますので、今おっしゃられたように、また違った角度で盛り上げをしていただくように願いたいと思います。

問４に行きます。

イベントを計画するには、ふるさと納税からの支援やクラウドファンディングなど方法があると思いますが、やはり予算のことで商工会の方もなかなかうまくいかないようなお話もありましたので、一度途絶えると元に戻すのは大変です。商工会だけの問題ではなく、行政の連携も必要だと考えますが、こういったイベント事に対して、もう少し行政の参画というのは考えられないものでしょうか。

○議長（山本　剛）　中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治）　４点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

イベントのほうを開催させていただくに当たりましては、資金のほうがやっぱり必ず必要となるんですけども、その資金の調達方法として、議員がお話しのとおりクラウドファンディング等の手法があるということは認識させていただいているところでございます。

にぎわいの創出に当たりましてはどのようなものが必要なのか、市民さんの声を聞きながら検討を行いまして、実施に当たって必要となる資金調達方法等について各種団体さんと連携を図りながら今後検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　今とても建設的なご意見だったのでよかったなと思うんですが、やはり花火も消え、イルミネーションも消えるという、何かちょっと明かりがだんだん消えていくというのは悲しいなと思いますので、やはり元気というのを野洲のこのまちに見合うようにするためにはお金も要りますが、今のような方法もまた考えればありますので、そういうところを今後前向きに考えていただければと思っております。

問５に行きます。

過去、令和５年１１月４日に野洲市商工会アグリ事業部の共催で行われた「おいで野洲まるかじりフェスタ２０２３～森・里・湖の魅力大集合」についての内容と、今後農、商、公連携でにぎわいを再び立ち上げられないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本　剛）　中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治）　５点目のご質問にお答えさせていただきます。

「おいで野洲まるかじりフェスタ」、ここで議員がおっしゃっておられるのは、「２０２３～森・里・湖の魅力大集合」につきましては、野洲市後援のもと、おいで野洲まるかじり協議会さん主催、それから野洲市商工会アグリ事業部さんの共催によって開催されたところでございます。野洲市の魅力ある農林水産物をテーマに、琵琶湖で取れた魚の展示や、地元食材を使用したフードエリアなどが展開されまして、おおよそ約７，０００人の方にご来場いただいたところでございます。

今後のにぎわいやあり方につきましては、これまでイベントを実施されてきた各種団体さんとの協議の他、先ほど申し上げましたように、今後野洲駅南口市有地において社会実験のほうを試行的に実施されますことから、その中でも検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　これから野洲駅前南口のほうでいろいろと体験もし、いろんな一番いい方法を見つけてくださるとは、もちろん市民の意見も取り入れて、そういう方向性に向かっているということはいいことなんですが、あと１つ、農業、商業、公の連携がやっぱりこれは大きい力になると思いますので、今後この３つのにぎわい、こちらのほうも立ち上げていただくのに力を入れていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治）　再質問のほうにお答えさせていただきます。

各種イベントについては、当然野洲市だけでできなくて、それぞれおっしゃっておられますように各種団体さんとの連携が必ず必要になってくるものでございます。

今回、２０２５年のイベントについては残念ながら野洲駅前では行ってはいないような形になっているんですけれども、今後先ほど申し上げましたように、駅前で試行的にされる社会実験においては、当然地域経済振興課ともいろんなイベントを企画されるに当たりまして、団体さんとの連携でつなぎまして行ってまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　それを聞いてとても安心いたしました。本当にみんなが、多くの団体が連携して本当に新しい野洲市をつくっていく、にぎやかな野洲市をつくっていくことにつなげていただけたらと期待をいたしております。

問６、懇談会の後、私は個人的に話合いの場を持っていただきました。にぎわいの創出について要約させていただくと、１日だけのイベントを行い、人がたくさん集まるというだけではメリットとは言えない。地域活性化はビジネスであり、イベント後にどうつなげるかという部分の意識がなされなければ意味がないこと、商工会としてはこのような考え方でイベントを位置づけ、地域経済の活性化ができる仕組みを動かすまちづくりを考えて実行していく団体であると言われたので、イベントの位置づけやまちづくりについて、担当課としての具体例があればお願いをいたします。

○議長（山本　剛）　中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治）　６点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほど市長から２点目の答弁でもございましたように、にぎわいの創出とは、人が集まることによりまして新たな出会いやつながり、価値が生まれることだと認識しております。それぞれ各種イベント、最近では８月２２日、２３日に野洲市の商工会の青年部さんが主催されましたやすっこあんどんとか、また今度９月の中旬にビワイチミーティング２０２５というような観光物産協会で主催されますイベントもございますように、こういったイベントを開催させていただいて、人々が集まることによりましてにぎわいのほうが生まれるわけでございますが、にぎわいの創出といった目的を達成する一つの有効な手段としてまちづくりにつながるようなイベントが望ましいと、このように考えてございます。そのような観点を踏まえながら、今後も対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　７番です。

商工会の意見として、行政に対して事業計画の策定の現存建造物他、新築、運営、再利用等について、活用への意見を市民に対してアンケート、ワークショップ等収集されているが、そのような会議、懇談会等には事業規模、資金調達方法、完成期限が事前提示されることはなく意見が出されていることがほとんどで、意見は実効性の可否が問われることが多い。できれば収集する段階から具体的な数値が提示されれば、その実効性が高くなる

のではないかと述べておられました。これはあくまで経営者としての考えが大いに入っておりますので、ちょっと市が目指しておられること、集客についても差はあると私も感じております。ここは経営者ばかりが寄っておられるそういう商工会としての思いもあるので、ちょっと私も難しいなとは思うんですけれども、執行部としてこういったことについての見解をお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦）　それでは、７点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

　市民の方々のご意見をいただく方法には様々な手法がございまして、それぞれの状況に応じて適切な形で実施をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。構想の検討など、広くアイデアを募ることを目的とする段階におきましては、アンケートやワークショップといった手法が適していると考えますが、事業の熟度が高まった段階におきましては、具体的数値等を提示することによってより深い議論ができるものではないかというふうに考えているところでございます。

　以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ここで私の主観的な話ですが、駅前、野洲の文化小劇場で行われました市民の懇談会のときに私もちょっと最初考えたんですけれど、いきなり２年間のこの野洲の駅前をどういうふうにするか、いろんな意見を言ってくださいというような感じでワークショップもされましたが、私はもうここまで話が来ているなら、もう少し今言われたように、商工会の方が言われたように、もうちょっと具体的なもの、例えばお金、建設費なり、またどれぐらいの期間をきちっと、２年というのは言われましたけれども、資金調達方法まではあれですが、もう少し事業規模など、市長はもともとパークモールをしたいという考えでしたので、そういう話が最初に聞けるかなという期待はしていたんですけど、それはなくて、全体的にこの２年間やってみるからということで皆さんのご意見をということだったので、ここらはちょっと私ももう少し具体的にどういうふうな規模でされるのか、市長はどういう思いを持っておられるのかを先に言っていただいたらよかったかなというのは正直思ったので、ここは商工会の人はそこはずけっと言っておられるような気もしたんですけれども、市長、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えいたします。

今部長が答弁いたしましたとおり、やっぱりフェーズフェーズによって行政の説明の仕方も変わってくるかと思っております。もともとこの駅前にしても、市民と一緒につくり上げるということを前提に議論を進めておりますので、やはり最初にこういう形で、あるいはこういうスケジュール、こういう事業規模でと言ってしまいますと、市民の意見がどうしてもそこで抑えられてしまう部分もあろうかと思っております。ですので、やはり最初は間口を広げてみんなで好きなことを言い合って、そこである程度固めた中で具体的な数字も含めて言っていくのが、私が今言っているような対話を熟知したまちづくりの形かなというふうに思っておりますので、今岩井議員はやはり具体的なものをこの場に来たんだからもう示したほうがいいだろうというご意見は貴重なご意見ではございますけども、もう少し多くの市民に関わっていただきたいという思いがありますので、今の段階で具体的な数字を示すということは少し避けて、広く意見を聞きたいと、そのような思いを持っております。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智恵子議員）　こうしてお話をさせていただきますと納得もできますし、ただ駅前は非常に長い年月にわたってあのまま放置されたみたいになっているので、もう少し早いスピードで具体的な案を出していただけた上でみんなが検討するかと私はちょっと思っていたものですから、それがちょっと最初から違うスタートになったので、そういう疑問を持ったわけでございます。

では、問８に行きます。

最後の質問になりますが、私は懇談会や対話を通じて、商工会と行政とは時には両輪となり、華のあるイベント企画の実施に向け積極的な意見交換や、その対応が今後の活性化、ひいてはそれがにぎわいの創出や事業の発展につながると考えますが、市長、再度ですが、もう繰り返しになると思いますが、ご意見をお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えいたします。

商工会と行政とが時には両輪になることで、にぎわいの創出につながるのではないかというようなご指摘、ご質問だということでございますが、商工会法にもありますとおり、商工会は地域の商工業の総合的な改善発展、国民経済の健全な発展を目的としているということでございまして、市のまちづくりの一翼を担っていただいているという団体である

と認識をしております。

今後もにぎわいにつながるまちづくりにつきまして、多くの商工会の会員の皆様と前向きで建設的な議論ができますように、意見交換の場について考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　とてもいいご意見だったので、これからもう少しそういう両輪となって動いていただければいいなと思います。

それから再質問をいたします。

商工会と大きなイベント一つ取っても、やはり商工会としてはビジネスを重要視されておられる反面、行政はそうではありません。今も言っておられるとおり、行政はビジネスだけが目的ではありませんので、そこは大きく違うと思います。しかし、全く別のものかと申しますと、私はそうではないと思います。目指すところは、売手よし、買手よし、世間よしの三方よしの精神ではないでしょうか。自社利益だけでなく、顧客の満足、そして社会全体の貢献も目指す、この理念は現在のＣＳＲ、企業の社会的責任、ＳＤＧｓ、持続可能な開発目標にも通じるものがあり、多くの企業で経営理念として取り入れられています。今後の野洲市の発展、にぎわい創出に向け、商工会と行政のパイプがしっかりとつながってこそ、安心、安全、夢のあるまちづくりの発展につながると私は信じています。ＭＩＺＢＥステーションの完成のときには披露も兼ねて式典を開催されると思いますが、それに向けて、ぜひ各種団体と商工会協力して今から準備をされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。最後の質問です。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えいたします。

今ＭＩＺＢＥステーションの具体例を挙げていただきましたけども、ＭＩＺＢＥステーションもそうですし、今後駅前大きな事業が続きますので、既にいろんな審議会といいますか、協議会等も商工会代表にも入っていただいたり等々しておりますので、引き続きそういう形でいろいろ意見交換できるような場の設定というものを図っていきたいと、このように考えております。

○議長（山本　剛）　岩井議員。

○１３番（岩井智惠子議員）　ありがとうございました。どうか対話のある関係で、そして、しっかりとこの野洲市が明るく元気のあるまちになるように私も願っておりますので、

ご尽力よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（山本　剛）　次に、通告第７号、第７番、橋俊明議員。

○７番（橋　俊明議員）　第７番、新誠会、橋俊明でございます。

まず、今年度の新誠会の会派研修といたしまして、去る８月２１日に国土交通省の所管事業で、野洲市におきまして喫緊の課題となっております３事業につきまして、関係する国土交通省の担当者と直接意見交換をさせていただき、いい機会に恵まれた新しい気づきも得ましたことから、今回３項目にわたりまして質問いたします。

まず１点目は、雨水幹線整備であり、２点目は国道８号バイパス北進事業、３点目は急傾斜地崩壊対策事業であります。３項目は要望書として取りまとめ、国土交通省の担当者に提出し、事業の経緯や状況を資料として併せて手渡しさせていただきました。

それでは、１点目の雨水幹線整備でございますが、資料として野洲川の過去の洪水氾濫の歴史、南流と北流に分流されていた野洲川を新放水路を整備して安全度を高めたもので、世紀の大事業と呼ばれました。

一方、野洲市内に目を移せば、雨水につきましては妓王井川水系となることから、ＪＲ野洲駅前の洪水対策が課題となっておりました。

この課題対策のため、平成２１年から２２年にかけて、滋賀県におきまして約３００メートル上流の野洲小学校校庭地下に貯留施設を設ける妓王井川流域貯留浸透事業が検討されましたが、多額の整備費に見合う効果が見いだせないことや、校庭の代替地確保が課題となり、最終的には断念されました。

その後、平成２５年９月、台風１８号が発生し、滋賀県では記録的な大雨となり、１６日午前5時5分、全国初の大雨特別警報が発表され、このため県内各地で河川が氾濫して浸水被害が多数発生いたしました。

それでは、スライドをお願いします。

これが野洲駅前の浸水状況でございます。滋賀銀行を写したものでございますけども、市内でも浸水被害が多数報告されまして、特にここに写っておりますように、野洲駅南口広場は妓王井川水系の下流の滞水状況が著しく、排水が利かないことから、３日間滞水したままでございました。

その後の対策として、反省を生かしまして、県道野洲停車場線のボックスカルバート拡幅や、その下流の市道拡幅を兼ねた河川改修を滋賀県において事業実施されていますが、近年のゲリラ豪雨などによる局地的に増加する雨水については、上限を超える流量が想定

され、妓王井川に流入する流量をできるだけ低減する必要があります。

そこで、問１でございます。

野洲市が今まで取り組んできた妓王井川への低減対策の経過とその具体策を伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　それでは、橋議員の１問目のご質問でございます。

本市が今まで取り組んできました妓王井川への低減対策の経過ということで、これまでの取り組みについてご質問の答弁をさせていただきます。

一級河川妓王井川への流量低減対策につきましては、妓王井川流域の一部を童子川流域に編入し、普通河川妓王井川から準用河川友川までの区間の整備を行ったものでございまして、具体的なこれまでの事業区間といたしましては、一級河川童子川の合流部より上流約１，４００メーターにつきまして、水路の拡幅工事を平成２９年度に完了したものでございます。

また、行畑地先から万葉台を抜けましてＪＲ沿いでございますけれども、準用河川友川に排水する事業計画につきましては、基本設計を令和５年度に完了したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　ただいま２点にわたります大事な事業の答弁がございました。１つは拡幅工事として一級河川童子川下流部より１，４００メートル、これは準用河川友川の下流部に当たる部分でございますけども、１，４００メートルの拡幅が実施をされたと。もう一点は、行畑から万葉台を抜けまして友川に排出する計画の基本設計が完了したという答弁がございました。

今からもう３０何年前に、私の現役当時、当時万葉台のアンダーパスを担当しておりました。当初万葉台前で用地買収を進めておりましたけども、この条件として、当時は地盤高が非常に低いということから、時々滞水をいたしておりました。これが用地買収の条件となっておりましたので、何とかこれを解消するべくＪＲと協議をいたしまして、当時の工法ではちょっとこれ大きな話になりますけども、現在の万葉台の市道部分のボックスカルバートがございますけども、まずこれをつくって、それを重しとしてＪＲの琵琶湖側にワンスパン分のボックスカルバートをつくって、それを引っ張るという工法を採用いたしました。あんな大きい構造物を電車が通過している状況下で、安全を確保しながら建設す

るという工程でございました。これにはまず、内径６０センチのパイプを二重に、天井部と側道部に両縁を事前に通して、まずは大きな構造物をつくる。その中を牽引するというようなことでございまして、最終的にはこのパイプは最後にセメントを注入して、ボックスカルバートと一体化して強度を増すという作業工程でございましたが、その水位の高さに見合う４本分を水路として活用できないかということでＪＲと協議を重ねました。その結果、何とか了解をいただきました。

この４本分の水路を今回の排水に活用できないか、当時の担当者に話しましたところ、流域に見合う容量が大分足りないということから、代わりの排水路としては機能を果たさないということでございました。

話は少し脱線しましたが、続いて２問目に移ります。

その事業が計画段階で進まない要因を伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　橋議員の２問目のご質問でございます。

雨水幹線整備事業、こちらは先ほど１問目でご答弁申し上げました令和５年度の基本設計までを実施した区間のことでございますけれども、こちらが計画段階で停滞をしているということで、その要因といたしましては、基本設計の結果、その管径及びポンプ規模が非常に大きくなったこと。計画排水量に対しまして多額の事業費を要することが判明をしたことが挙げられるものでございます。また、ＪＲ軌道周辺での整備ということで、先ほど来橋議員のほうからもご指摘がありましたように、軌道周辺での建設工事につきましては非常に掘削影響が大きいというようなことから、そういった懸念もあるというようなことでございます。関係機関でありますとか地権者との調整にも課題も多く、費用対効果や諸課題の精査を進めた中で計画内容を見直すということにしたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　ありがとうございました。ただいま答弁を伺いますと、やはり計画が進まない要因については、いわゆるポンプ排水によります事業費が高くつく。だから計画排水量に対する事業費がかかり過ぎる。ということは、投資効果が出ないということだと思います。また、ＪＲ周辺整備により諸条件、調整を要する課題が多いということでございますので、計画内容を見直したという答弁でございました。

確かに、私も先ほど言いましたＪＲのアンダーパスに関わったんですけども、ＪＲはま

ずは旅客の安全が第一であるというのは、これは会社の理念のもとでございますので、様々な条件が突きつけられるということがございます。

アンダーパスの工事のときに当然工事の期間中は徐行されます。野洲駅から例えば守山方面に進みますと、当然発車しますので、これは多額の電気がかかる。また徐行をスイッチして電気を抑える。またそこから発進をする、電気がかかる。また、守山からしますと、野洲駅に到着までの区間でこれがまた停電のためにたくさん電気を使うということになりますので、この鉄道の徐行費だけで何億円という金を補償費で積んだという経過がございますので、このように様々なＪＲが旅客の安全ということで条件を突きつける。計画が進まない要因になっております。

こうしたことから、本市の取り組みとしてもっと上流、すなわち今回の国道８号野洲栗東バイパスの上流側排出より野洲川に雨水幹線整備が効果的な手法と考えられます。

そこで、問３としまして、この排水計画、雨水幹線整備の詳細な内容を伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　３点目のご質問でございます。

本計画でございますが、野洲駅南口周辺におきます浸水被害を軽減するということを目的に、野洲駅前の一級河川妓王井川に流れ込む雨水排水につきまして、三上地先の排水エリアにおいて、国道８号野洲栗東バイパス整備事業の南側に雨水幹線を整備し、普通河川五反田川でありますとか、普通河川米井川から取水をするということで、市街地に流れ込みます前に雨水排水の処理を実施しようとするような計画の事業でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　いろいろなことを言われましたけども、要は野洲駅前の市街地の排水、市街地に流れる前に雨水排水を処理を事前の段階で実施しようとするということで、三上地区の排水エリアを何とか対象にならないかということでやられたと思いますけども、今おっしゃいました今回の雨水幹線整備、今回のように流域をある程度変更することは、滋賀県が管理する河川や野洲川は国土交通省の直轄区域でもございますので、様々な意味で影響が大きゅうございますので、調整が難航することが想定されますけども、滋賀県や国土交通省の現在の反応を伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　再質問ということでお答えをさせていただきたいと思いま

す。

当該雨水幹線整備事業でございますが、流域を変更するということになりますので、ご質問いただいておりますとおり、滋賀県でありますとか、野洲川の国土交通省との調整が必要となるということになります。調査や協議が難航するといいますか、簡単ではないというふうなことで取り組んでいるところでございます。

現在取り組んでおります雨水幹線整備事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、野洲駅周辺の浸水リスクを低減するという目標でございます。こうしたことから県の管理の一級河川妓王井川の軽減を図っていくということから、滋賀県においてもご協力をいただいているというふうな状況でございます。

また、一方で、国におきましては流域治水というような推進の観点からもご支援をいただいているというふうな状況もございます。

ただ、先ほど来申し上げましたとおり、必要な調査の内容ですとか課題の整理をもう少し進めていく必要もございますので、滋賀県や国土交通省などと、関係機関と十分に協議を進めていく予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　やはりあちらの直轄河川ということになりますので、国土交通省が協議の相手になりますし、後ほどまた質問させていただきますけども、国道８号バイパス、これも国土交通省滋賀国道事務所が対応されますので、やはり組織が大きくなればなるほどなかなか交渉が進みにくいということもございますので、今後とも精力的にお願いをしておきたいなと思います。

それでは、問４に移っていきます。

この雨水幹線整備の進捗状況と課題を伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　４点目のご質問でございます。

事業の進捗につきましては、令和６年度より下水道全体計画（雨水）の変更業務を進めまして、対象となります排水区及び排水流量を精査いたしたところでございます。また、令和７年度におきましては、下水道法の事業計画変更などの手続を進める予定でございます。

一方で、事業の課題でございますけれども、排水先の構造でありますとか排水方法、地

形や用地の確保、関連する事業の進捗など依然として多岐にわたる課題がございます。今後はこれらの課題解決を図りながら、より効果的で実現可能な事業となりますように計画をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　今回の国土交通省の研修につきましては、武村衆議院議員や宮本参議院議員も同席をしていただきました。

宮本議員は、ご存じのとおり平成２５年の大雨特別警報のときには守山市長をされておりましたので、野洲川の水位が非常に高くなったということで引き合いに出されまして、バックウオーター現象と呼ばれます今回のケースが雨水幹線が合流できないで水位が上昇するということが想像されることから、先ほど都市建設部長から答弁ございました樋門の構造や排水方法を十分に検討する必要があるということのアドバイスもいただきました。

いずれにしても、今後さらなる検討をしていただきまして、事業の実現に向けて取り組んでいただくことをお願いいたしまして、時間の関係上、次の質問に移ります。

２点目は国道８号バイパス北進事業でございます。

国道８号バイパスの北進につきましては、令和６年６月並びに本年２月議会におきまして質問させていただきました。

今回の研修において、道路局企画課の専門官より国道８号バイパスの整備状況と今後の見通しについての資料を提供いただきました。

スライドをお願いいたします。

ちょっと暗くて見にくいんですけども、もう少し拡大をしますけども、確かに長い工程がございます。１つがやっぱり道路を仕上げていく、確かに長いんですけども、現在正直申し上げていろんな調査をされていますこの段階、前から３番目のこの段階でございます。なかなか進まないという状況でございますけども、今回この事業のスライドを提供いただきました。その中に示されましたこの事業の流れが、現在進められている国道８号バイパス近江八幡・野洲間の全体の工程を理解するのには役立ちました。今まで道路交通調査をされまして、道路及び交通現況の把握を終え、現在課題の整理、目標の設定の前の段階であることが分かりました。

令和７年２月議会の答弁では、事業の段階的な流れを把握することなく文言を追ってしまうことから、十分理解することができませんでした。

ただ、現在の先ほど申しました事業の段階が分かったものの、今後の工程を考えますと、まだたくさんの工程がございますので、さすがに茫然としたものでございました。

本年２月の答弁を私なりにまとめてみますと、主な調査の目的は交通の円滑化や幹線道路の機能強化であり、近江八幡・野洲間の交通課題、地域ネットワークの課題改善を目的としたものになるというものでした。具体的な調査内容はバイパスの必要性、バイパス整備による効果の調査、地域ネットワークの課題の調査、まちづくりの観点からの国道８号バイパスのあり方の検討であるというものでした。

そこで質問いたします。

上記の調査業務が完了したのかお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　それでは、橋議員の大きな２問目の国道８号バイパスの北進の関連の１点目のご質問でございます。

国道８号の直轄道路事業につきましては、現在滋賀国道事務所において、国道８号野洲栗東バイパスの工事が進められております。令和７年４月２３日には、栗東市出庭地先から栗東第２インターチェンジ間の約１．９キロメーターの区間が暫定２車線で令和８年度に開通する見込みが発表されたところでございます。残ります本市の小篠原地先までの約２．８キロメーターの区間につきましても、現在は工程精査中とされておりますが、事業予算も確保され、事業進捗を図っていただいておりますので、そう遠くない将来に全線開通するものと考えているところでございます。

こうしたことから、その先線となります国道８号近江八幡・野洲間につきましても、市議会や市民の皆様の関心が高まっておられることと思います。

滋賀国道事務所におきましては、国道８号近江八幡・野洲間の調査業務につきましては、議員からおっしゃっていただきました令和７年２月議会でのご質問で回答いたしおりますとおり、昨年度に引き続きまして調査が行われまして、この８月末現在も継続をされている状況であるというふうに滋賀国道事務所から聞いておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　答弁ありがとうございました。今聞いて率直に思いました。野洲栗東バイパス、いわゆる野洲の区間でございますけども、守山が先につきました。もう全線開通するめどが立ちましたけども、この野洲栗東バイパスの全線開通はそう遠くない

将来に全線開通する予定である、この文言を聞いていますと、はるか先に完成するのではないかなという印象を強く受けますね。当初はね、このこの国道８号バイパス、当初の目的は、現在、滋賀国体までに整備をしますということで進めてきましたけども、それで鋭意進めていただきましたけども、そう遠くない将来に全線開通しますという答弁には若干私は抵抗を感じます。言い方次第ですけどね。ただ、現在近江八幡・野洲間については、先ほど申しました調査業務は現在も継続されている状況との答弁でございます。

それでは、そこで再質をさせていただきますけど、この調査業務はいつ頃に完了する見込みか伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　こちらのほうも滋賀国道事務所のほうに確認をさせていただきましたけれども、現在は未定ということで聞いておるところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　去年の質問でも未定であると。今回も未定である。やはり未定、これ国の所管ですので、なかなか答えにくいと思いますけども、何とか年内中にとかいうような答えをもらえますと私も一安心するんですけど、先ほど申しました国土交通省が間に入りますと、なかなか昔と比べると非常にガードが堅い。なかなか情報が漏れないということも懸念材料の１つかなと思います。

なかなか先が見通せない状況ではございますが、今少しエンジンの回転数を上げて取り組んでいただくようにお願いをしておきます。

そこで、問２でございますけども、調査業務の成果で特筆すべきポイントがあれば提示願います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　２点目のご質問にお答えをさせていただきます。

国道８号近江八幡・野洲区間におきましては、交通課題の重要性を把握するために、交通円滑化や幹線道路の機能強化等に係ります調査といたしまして、当該地域の交通特性の分析を実施中であるというふうに聞いておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　今の答弁を聞きますと、交通特性を現在分析を進めているとい

うことでございます。そうした調査業務の成果物を十分に吟味して、現在、彦根・東近江間が概略ルートの決定をされておりますので、何とか近江八幡・野洲間につきましても、今回そのような調査業務を終えまして、できたら彦根・東近江間につきましては、交通緩和を念頭に置かれまして山手側にルート変更されました。このように、概略ルートが速やかに決定されることを願うばかりであります。

問３そこででございますけども、近江八幡・野洲間の概略ルートの決定時期を伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　すみません、先ほどの橋議員のスライドをちょっと映していただけると助かるんですけれども、ありがとうございます。直轄国道の新規事業化に至ります事業の流れ、こちらのスライドの橋議員のご指摘のとおりでございます。

現在、道路交通調査、道路及び交通現況の把握を実施していただいておるというところでございますので、一番左から２番目の段階にあるというところでございます。その後に課題の整理、目標の設定、概略ルート、構造の比較検討、概略計画の決定といいました計画段階評価の完了した後に、都市計画決定や環境アセスメントの手続を経て、新規採択時評価において新規事業として採択されるといったステップ、こういった流れでございます。

概略ルートの決定につきましては、ご覧いただいておりますこちらの流れの中の計画段階評価の完了が必要となりますが、当該区間の道路調査につきましては令和６年度にスタートしたばかりでございますので、概略ルートの決定時期につきましては現在においては見通しが立っていないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　再度スライドを見せていただけますか。ちょっと見にくいんですけど、この３つ目の左側２つ、初期の段階終わりました。

３つ目のこの計画の精査の段階、この中の一番大きいところが概略ルートの決定になるわけですけども、ちょっとやはり見通しがまだ立っていないということでございます。

では、今後市としてはどのように取り組み、前に進めようとしているのか伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　橋議員の再質問でございます。

国道８号近江八幡・野洲間につきましては、野洲栗東バイパスや国道８号彦根・東近江間と一体となることによりまして名神高速道路との連携が強化をされまして、中京圏、京

阪神圏に至る広域的な幹線道路ネットワークが構築されるものでございます。

また、ご承知のように沿線地域は日本有数の企業が非常に多く立地をしている非常にポテンシャルの高い地域でございます。このような地域のポテンシャルを最大限発揮するために、広域的な幹線道路ネットワークを整備時期を含め、途切れることなくシームレスに構築をするという必要がございますので、本市といたしましては沿線の近江八幡市、東近江市、竜王町、本市を含めまして４市町で構成をいたします国道８号東近江区間整備促進期成同盟会を通じまして、国土交通省、財務省に対しまして早期の事業化に向けた道路調査を推し進めていただけるよう要望しておるところでございます。

今年度におきましても、８月の５日に中央要望、市長自ら行っていただきまして、国土交通省並びに財務省、関係機関、そして滋賀国道につきましては７月の段階で調整をいただいて、地整のほうにも要望に行っているというような状況がございます。

今後も構成市町とともに積極的なこういった要望活動を行いますとともに、滋賀国道事務所における道路調査につきましても全力で協力してまいる所存でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　現在は市としてはやっぱり期成同盟会、東近江市、近江八幡市、竜王町、野洲市の期成同盟会を設けまして要望活動を続ける、積極的な要望を続けている、市長もいろいろご尽力いただきまして、ありがとうございます。今後も精力的な要望活動とともに、様々な活動をいただきまして、まず調査業務を完了していただくことをお願いしておきます。

また、次のステージでございます概略ルートの決定によって結びつけることをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

３点目は、大篠原の急傾斜地崩壊対策事業でございます。

大篠原の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、この案件も令和６年６月議会で質問いたしましたが、今回の件については国土保全局砂防部保全課長補佐と協議させていただきました。

今回の要望の最大の目的は、急傾斜地の事業対象基準は１０戸となっておりますけども、基準戸数を満たさず整備のめどが立っていないことから、対象基準の緩和を要望したものです。

しかし、全国的に急傾斜地は要望件数が多く、対象基準戸数の緩和は高いハードルであ

ると痛感いたしました。

昨年６月議会でも質問、答弁の結果、スライドをお願いできますか。申し訳ございません。ちょっと見にくいんですけど、これが大篠原出町のところでございまして、下が国道８号、そして上の道が旧中仙道の市道でございますけども、全体で危険な区域が黄色と赤で表現されていますけども、この区域に囲まれた、国の補助対象ですと１０戸でなければならないということであります。

前回の質問で、これはもう非常にハードルが高過ぎる、何とか滋賀県の事業であれば、対象は５数で同じ補助率で事業がしてもらえるということで、左につきましてはちょっと見にくいんですけども、３戸になります。１軒は移転をされまして、下のほうに下がられましたので３軒、右が１軒、４軒。しかし、この１戸がなかなかクリアすることができないということになりましたので、それと今のところの４軒でございますけども、この区域が条件として１つの区域に見なされるためには５０メートル以内でなければならない。大体測りますと５５、６メーターになりますので、これは１つの区域と見なされないということが判明をいたしました。

こうしたことから、何とか昨年の議会では急傾斜地崩壊対策事業で、湖南土木事務所管内で再調査をされないのか質問したところ、管内全体を順次調査中であるとの答弁をいただきました。

そこで、問１でございます。

そこで質問いたします。この土木事務所管内の調査の結果を伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　それでは、橋議員の３点目の急傾斜地崩壊対策事業についてのご質問の１答目でございます。

再調査でございますけれども、昨年の６月議会でもお答えをさせていただきましたが、現在滋賀県におきまして土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施していただいているところでございます。南部土木事務所管内におきましては、昨年度に引き続き現地調査を順次実施をされる予定でございまして、現時点では調査中であるということから、結果を取りまとめられていないというふうに聞いておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　現在、滋賀県において土砂災害防止法に基づいて基礎調査を実

施中であるということでございますけども、その結果は現地調査を現在実施中であるというような答弁でございました。

再度スライドお願いいたします。ちょっと見にくいんですけど、これが先ほど左側、これの左上のほうがいわゆる危険防止の区域でございます。そして、次のところでございます。これは右側の、先ほど言いました平面図の右側の箇所でございますけども、竹が生い茂って非常に危険な状況であるということでございますけども、やはり住んでおられる方に聞きますと、この竹がはびこっている状況、これは一方では危険なような感じでございますけど、いわゆる竹の檻に守られて、かえって安心であるというようなこともおっしゃっていました。日野川が切れたときに、当時日野川にはこのような伝説として残っている。それは何でかといいますと、小南の堤防が切れるときにぶちぶちっと大きい音がした。竹の檻が切れる音がした、これがいわゆる決壊の前兆であるということで、同じようなことがこの急傾斜地でも起きるのではないかということも考えられます。

今スライドでお示ししたとおり、非常に危険な状況でございますので、今までにも大篠原自治会にも大雨には自治会館に避難をしていただいているということで人命優先を進めております。

また、今朝のニュースを見ておりますと、台風がまた来ている。明日の昼前にはひょっとしたら近畿が直撃される予報も出ていましたので、やはり大変危険な状況も想定されますので、早急な安全対策を近隣の方は望んでおられます。このままでは、先ほど申しました基準戸数の緩和も見込めない、滋賀県単独事業で野洲市全体事業も見込めない。一方では高齢化が非常に高い地域でございまして、人命の危機にさらされている。

今回の研修で、緊急自然災害防止対策事業、これは国の事業でございますけども、地方団体が単独で実施するものでございまして、緊急事業災害防止対策事業債を１００％充当できるものでございまして、７０％地方交付税措置ができるということでございます。ここにちょっと見にくいんですけども、令和７年度までと書いておりますけども、今回の研修では砂防課長より全国的に要望も高いことから、引き続き事業要望が出されているということでございます。この緊急自然災害防止対策事業を出町地先の急傾斜地崩壊対策事業として取り組めないものかどうか市長に伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、緊急自然災害防止対策事業を出町地先の急傾斜地崩壊対策事業として取り組んでもらえないかというご質問について、お答えをさせていただきま

す。

本市としましては、住民の生命、財産を守る観点から、急傾斜地崩壊対策事業の必要性は十分認識をしておりまして、滋賀県が実施中であります土砂災害防止法に基づきます基礎調査の動向に注視しながら、継続して国や県に対しまして急傾斜地崩壊対策事業の採択要件の緩和や総合的な支援措置を要望しているところであります。

一方で、議員ご指摘の緊急自然災害防止対策事業につきましては、令和７年度までの時限事業として、防災、減災、国土強靱化と連携した地方公共団体が単独で実施するものでありまして、地方債の充当や交付税措置など、地方自治体が単独事業を実施する上で非常に有効な財源の１つと考えております。

しかし、これは都市建設部とも大分議論はさせてはいただいたんですけども、緊急自然災害防止対策事業を本市の単独事業として実施する場合、市内にはこの大篠原以外にも対象となり得る地域がありますことから、市の財政負担が非常に大きくなり、本市の財政規模からも容易に取り組めるものではなく、どうしても滋賀県市町村急傾斜地崩壊対策事業の採択を受けることが基本にならざるを得ないというような結論に至りました。

したがいまして、本市といたしましては市民の安心、安全の実現に向け、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件緩和や緊急自然災害防止対策事業の期間延長につきまして、今後さらに強く要望することで当該事業の活用が図られるよう取り組みを行っていきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○７番（橋　俊明議員）　答弁ありがとうございました。いくつか、例えば本市単独事業とした場合に、市内には他にも事業となれる地域もございます。やはり山手のほうに危険な箇所もたくさんございますので、そうした場合は、やはり危険度並びに事業の優先度で判断できるものと私は考えております。

ただ、次に財政規模の答弁もございました。この出町地先、これはもう億単位では済まない、私の想像では２億からそれ以上に超すのではないかなと思います。そういうことも想定されますので、まずは市民の安全を第一に考えるべきであると考えますが、財政規模、財政の問題もございますので、そういう諸条件を総合的に判断を願いまして、今後とも精力的に協議を重ねまして、何とか事業の実現性を強くお願いをして質問を終わっておきます。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　次に、通告第８号、第２番、小菅康子議員。

○２番（小菅康子議員）　第２番、日本共産党、小菅康子です。私は２項目について一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

１点目に、本市の公共交通網の改善について質問をさせていただきます。

県下１９市町で、多くの市町でいわゆる交通弱者のための移動手段である循環バスをはじめ諸事業を実施されています。本市の場合は、市内循環バス「おのりやす」が７路線運行で行われています。

他市では循環バスの減便が行われている中で、本市では５便から７便と増便されて、私は県内でも比較的充実した対策が行われていると思っています。しかし、おのりやすについては路線数、運行便数、またバス停の場所、また市民病院が総合体育館敷地に建設されるに当たり、市民の皆さんから多くの要望が寄せられています。私ども日本共産党野洲市委員会が今年５月から実施をしています市民アンケートでも多くの要望が寄せられました。

そこで、問１です。

最も多い要望は、新病院開院に向けての通院問題です。これまで対策は野洲駅から新病院までのシャトルバス運行を検討するというものでした。この検討状況についてお聞きします。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　小菅議員からのご質問でございます。第１問目のご質問についてお答えをさせていただきます。

ご質問の交通手段につきましては、病院事務部において職員の具体的な出退勤の時間を分析し、自家用、直接雇用の形態で野洲駅北口から限定解除の中型免許で運転できるサイズのコミューターによって、北口シャトルを運行するような検討が進められておるところでございました。

また、一方で野洲市コミュニティバス再編業務委託の中におきまして、市内の公共交通全体で最適な運行となりますように、近江鉄道株式会社と永原循環線などについても協議を実施しておりまして、今後総合的に判断し進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、本件につきましては野洲市地域公共交通会議において審議をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　再質問をさせていただきます。

職員の方にはシャトルバスを、市民、通院者の方にはコミュニティバスの再編を今後検討していくということで、具体的な計画というものはまだ立てられていないということでしたが、１点再質問です。

新病院の通院手段として、以前の市からの報告ではデマンド交通の文言がありました。この点では、バス停まで行けない方への対応として私自身は大変期待を寄せたのですが、この検討はされないのかどうかお聞きします。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　病院事務部から申し上げます。

ご指摘のデマンド交通につきましては、令和４年１２月策定の新病院の基本計画に掲載をさせていただいている内容でございます。検討いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　ぜひ前向きな検討をお願いします。

再々質問です。

病院の開院まであと１年半となりました。具体的にいつまでに運行事業計画の策定をされるのか、そのスケジュール、分かっていましたらお聞きします。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　再々質問ということで、小菅議員の今の再々質問でございますけれども、ご質問については、計画といいますのはコミバスの再編事業の計画スケジュールをおっしゃっていただいているという理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

こちらでございますけれども、病院のほうが開院が令和９年３月に再編で開院いたしますので、それに合わせて検討を進めておるというところでございますが、今年度におきましては、先ほど申し上げましたコミュニティバス再編業務委託を現在検討を進めておりまして、１２月、年内には一旦いくつかのルートを持って骨子案をまとめてまいりたいというふうに考えております。そうしたことで、住民の皆さんにもまた年明けから意見交換ができるような場を設けていきたいというふうなスケジュールで現在進めているところでございます。

今年度の業務につきましては、一旦以上でございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　では、問２です。

シャトルバスを運行されるということですが、市民病院の通院は全市からとなります。現在の「おのりやす」の全ての路線７路線、野洲病院経由となっています。その意味では、全てのバス路線が新病院経由となることが必要と考えますが、その検討はどうなのかお聞きします。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　まず、シャトルバスが職員だけでというような検討を病院のほうは進めておられませんので、総合的にシャトルバスは利用者の方も含めてという検討でございます。それと、併せてコミバスのほうも公共交通の手段という形で検討を進めておるという形でございます。

２点目のご質問でございますけれども、「おのりやす」につきましては、野洲市民病院の開院に合わせまして、先ほど申し上げました令和９年３月に再編を予定してございます。

その再編につきましては、現在は病院側とも協議を実施しておりますので、利用者の利便性を確保しつつ、一方で過度な財政負担が生じないことを前提に、市内の公共交通全体で最適な運行となりますように、新病院へのアクセスも含め、路線全体の見直しを進めているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　すみません、ちょっと認識が違っていました。すみません。

では、再質問させていただきます。

基本的に、全ての路線が新病院を経由することの必要性を言いましたが、そもそも通院される方は相次ぐ乗換えが発生しますと、とりわけ高齢者や障がい者の皆さんは大変不便であり、精神的にも体力的にも過大な負担がかかると思います。これらのことを考えますと、シャトルバスでよしではなく、先ほど申しましたように、そもそも「おのりやす」は公共施設への移動手段が大きな目標、目的であり、その中心的な病院利用ができるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　現在検討中でございますので、なかなか具体の案、骨子をお示しする中でお答えはできないという状況ではありますけれども、先ほど来申し上げて

おりますように、今回のコミバスの再編つきましては病院の開院に合わせて再編を行うと。つまり、病院へのアクセスをどのように持っていくのかということが主要な課題ということを認識しておりますので、そのことを念頭に置きながら、１答目でご答弁させていただきましたまずは公共交通機関であります近江鉄道さんの永原循環線の利用ということもぜひ協議をさせていただく中で、全体の最適な運行となるような状況を確認してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　分かりました。

再々質問ですが、新病院への通院手段、利便性がなければ、ひいては病院経営にも影響すると言っても過言ではないと思いますが、この通院問題は病院経営にも関係する問題と思いますが、見解を病院事務部長にお伺いします。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　議員おっしゃるとおり、外来の患者さんも便利に通院できることが、基本的には比例的に経営にはよい条件を与える、間違いないとは思います。

ただ、昨日前川病院長のほうから答弁がございましたように、基本的には日常的な受診、投薬等日常的な受診に関しては、症状が安定した患者さんについては地域の開業医さん、本当に身近なところの開業医さんで見ていただいて、徹底な検査を要したり、急変が想定されるような一定重篤感のある患者さんについては市民病院という形でトリアージしてシェアしていくというような方針が示されているところでございます。

ご指摘のように、便利というか、便利に通院できることに越したことはなくて、当然経営にも比例していくことなんだろうとは思いますけど、そのあたり、どこまで突き詰めるかというところに関しては、それこそ経営のことと照らし合わせながら判断をしていく必要があろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　では、問３です。

「おのりやす」は、野洲市が合併して２０年になりますが、当初の５路線から現在７路線です。今回本市の重要な公共施設、新病院が新たな場所で建設されるに当たり、この際「おのりやす」の抜本的な改善、拡充も検討すべきと思います。先ほど言いました全路線、

新病院経由の提案もしましたが、一方では技術上の難しさもあるのは重々分かっています。例えば、路線数を増やし、路線網の再検討も行い、改善を図ることが必要と考えますが、この路線増を検討されるのかどうかお聞きします。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　少し繰り返しの答弁になって恐縮なんですけれども、コミバスの再編につきましては野洲市コミュニティバス再編業務委託の中でアンケート結果の分析等から、野洲市民病院までのルートや便数も含め、利用者の利便性を確保しつつ、過度な財政負担が生じないことを前提に、市内の公共交通全体で最適となるような運行となるよう、様々な可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、本件につきましては野洲市地域公共交通会議でお示しをしつつ、審議を経た後には、年明けには各学区に向けて説明を行うというような計画でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　問４です。

運行ダイヤの改善についてもお聞きします。

これまでから、通院にしても買物にしても行きはいいが帰りは便が少なく、不便だという声をよく聞いてきたところです。具体的には、通院や買物帰りでは昼前にもう１便増やしてほしいなどのお声もお聞きします。

昨今、行政の運行事業では運転手不足もあり、これに応えられない面や、便を増やすには予算的な面もあるのも理解をしていますが、この点検討すべき課題だと思います。見解をお聞きします。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　小菅議員の４問目のご質問でございます。

買物帰りのために昼間にもう１便増やしてほしいというようなご要望につきましては、まずは乗務員不足が日本全国におきまして深刻な問題となっておりますことから、本市のコミバスの運行においても同様の状況にあるということでございます。また、乗務員不足に大きな課題がありますが、利用者の利便性を確保しつつ、繰り返しになりますが、過度な財政負担が生じないことを前提に最適な運行となるよう、総合的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　再質問させていただきます。

確かに運転手不足の問題は全国的な課題で、野洲市だけで解決できる問題ではありませんが、しかし県外のある自治体では、例えば２種免許取得のための補助制度を行うなど、行政が運転手確保を積極的に行っておられる自治体もあります。本市ではバス事業者と、また運転手確保についてどのような協議をされているのか、お聞きします。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　一番大きな課題でありますので、バス運行事業者さんとも逐次協議を重ねておるというふうな状況でございますが、今小菅議員おっしゃっていただきましたような補助をするという、免許取得のための補助というところまでは行き及んでいないというような状況でございます。

また、公共交通会議の中でもバス事業者さん出席をいただいておりまして、毎回の会議におきましてもいろんなご指南、ご指摘をいただいているというようなことも含めまして、今後の参考にしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　再々質問です。

バス事業者さんと市の協議の中では、具体的にどういう確保策というか、その具体的な協議というのはされていないのでしょうか。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　今現在も委託事業者であります事業者さんのほうでは、乗務員に余裕がないというような状況もお聞きをさせていただいておりまして、それでも運行を継続していただいているというような、非常に難しい状況の中で運行していただいているということでございます。

今回、その業務以外にも、当該事業者さんにおいては公共交通としてのバス路線を確保していただいておるというようなこともございますので、それを総合的に勘案していずれも対応していただく必要がございますので、それも協議をさせていただくということでございますが、具体的に乗務員を確保するための補助というところの検討にまでは至っていないというようなことでございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　分かりました。

５問目です。

「おのりやす」のバス停のことですが、多くのところはバス停の看板はあります。しかし、ベンチや屋根がないところが多くあります。今日それでなくても異常気象の中で、とりわけ夏は３５度、４０度にも達しています。「おのりやす」は、それでなくても高齢者や障がい者の方の利用が多い中、対策が必要と思います。

先だっても猛暑の中、希望が丘クリニック前のバス停で高齢者の方３人ほどがバス停で待っておられました。ご承知だと思いますが、あそこは屋根もベンチもなく、また日を遮る木々もありません。大変危険だと思いました。もちろん全てのバス停に対策ができるわけではありませんが、少なくともこの異常気象のもと、危険と思われる場所には対策を講じるべきと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　５つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

コミュニティバスの停留所につきまして、ご指摘のとおりベンチもなく、上屋もない場所は少なくございません。市といたしましても、停留所の待合環境の整備につきましては課題の１つであるというふうな認識をしておりますが、しかしながら、ベンチ等を設置するためには十分な歩道幅の確保といった道路の立地的な問題、近年多発しております台風等の災害に備えた安全対策の問題、財政的な課題もあるようなことから、なかなか全ての実現に至っていないというのが現状でございます。

また、ご指摘をいただきました市三宅口の停留所につきましては歩道幅が狭く、歩行者の通行スペースの確保が困難であることから、過去にですけれども事業者と土地所有者の方にも協議を行いましたが、成立しなかったというようなことも経過としてございます。

昨今の異常気象等の問題もありますので、本市といたしましても停留所の待合環境の整備につきましては、地域や周辺地権者の協力が得られるようであれば、対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、具体的にご指摘の市三宅口の停留所でございますけれども、こちらにつきましては、現在計画をしております市道の市三宅妙光寺線バイパス整備事業がございます。これは歩道整備の拡幅も計画をしておりますことから、待合スペースの確保ができないかという点につきましても十分検討してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　ありがとうございます。もう近年のこの気候変動、猛暑はフェーズが変わってきています。命に関わる状況になってきています。早急に対策、本当に必要だと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、了解をいただきましたので市長に伺います。

市長が掲げられているまちづくりの３つの方針の２つ目に、高齢者にも安心、安全で楽しいまちにすること、人生を楽しめる長寿のまちを目指したいと示されています。公共交通の充実は、この市長の言われる人生を楽しめる長寿のまちをつくっていく上で大きな課題となると思います。現時点での市長の思い、お考えをお聞かせください。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、公共交通に関します現時点での市長の思いをということのご質問ですので、大変重要なテーマだと思いますので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、高齢化を背景といたしまして、また免許返納の流れもありますことから、交通弱者の方が今後増えてくるのではないかなというふうな推測をしております。様々な課題がありますけども、今後ますますこの公共交通というもの、健康長寿のまちを目指すに当たっては非常に重要なインフラという形で捉える必要があるのではないかなというふうに思っております。現在はコミバスを地域公共交通の軸として、またそれを展開させていただいているわけでありますけども、今後このコミバスをどういう形で進めていくのか、市内を充足させていくのかという検討、またこれ以外の方法がないのかということも含めて、しっかりと考えていく必要があるのではないかと、このように考えている次第であります。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　ありがとうございます。市長にはイニシアチブを取っていただき、進めていただきたいと思います。

公共交通の問題は、財源や運転手の問題など大変難しいことは重々理解をしていますが、新病院への通院のことは多くの市民が心配をされています。ですので、最大限の努力をしていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（山本　剛）　暫時休憩します。再開を午後３時といたします。

（午後２時３９分　休憩）

（午後３時００分　再開）

○議長（山本　剛）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　それでは、２点目に市公共施設の利用改善について質問をさせていただきます。

問１です。

市内公共施設の利用予約については、昨年４月から公共施設予約システムが導入されました。予約するには、利用者登録している構成員２名以上の団体がインターネットから予約を行うもので、システム実施以来利用者団体からは予約が容易にできるようになり、歓迎されています。

一方で、改善の要望も寄せられています。

コミュニティセンターの予約を行うには、借りたい施設の開館時間内とされています。開館日の午前９時から午後４時半、休館日は予約ができません。利用団体としては、行事開催の検討は日々、随時、その団体役員などが検討し、予定日を決定します。これに基づき、すぐ予約しようと思っても、開館時間内ということで制限がされます。せっかくの予約システムなのですが、現実は不便な面があるのも事実です。コミセンの開館時間内との条件を撤廃され、年間通じていつでも予約が可能になるようにすべきと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、１点目のご質問にお答えをさせていただきます。

コミュニティセンターにつきましては様々な団体にご利用いただいておる施設でございます。利用の形態といたしましては、会議など静かな環境での利用を希望される団体、また楽器演奏などをされる団体もおられ、多様な利用状況がございます。予約内容を確認させていただきまして、可能な限り利用の調整を図ることによりまして、各団体が快適に利用できるように努めておるところでございます。場合によっては部屋を間を空けさせていただいて替わっていただいたりとか、そうした調整を行うための時間ということでやっておるところでございます。

また、コミュニティセンターにおきましては、利用日前日まで利用できるというようなシステムを採用させていただいております。こうした調整及び事前の確認を行うといった観点から、予約受付時間を開館日の午前９時から午後４時半とさせていただいております。

開館時間外でもいつでも予約を可能とできるようにとのご指摘につきましては、利用者の利便性向上という点におきましては効果があるというふうには考えられますが、施設管理者とその変更に係るメリット、さらにデメリットを踏まえて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　再質問させていただきます。

今ご説明があったように、コミセンは予約時間を開館時間内とされている理由については、研修室のことだと思いますが、研修室の利用については利用団体の種類によって調整が必要になることがあるからということだと思いますが、例えばですが、研修室の予約については開館時間内でも、他の部屋については年間いつでも予約可能にするということは技術的に難しいことでしょうか。より市民の皆さんが使いやすくしていただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

部屋ごとに予約ができるようにできないか、時間帯を変えられないかという点かなというふうに思います。

この予約システムにつきましては汎用のシステムを導入しておりますので、システムの調整幅がどの程度あるのかという部分を踏まえた上で対応が可能であれば、それに向けた検討をさせていただきたいと思います。よって、システムにおける調整幅と運営上の課題点、この２点を踏まえまして、利用者により活用していただきたいようなシステムへのいわゆるブラッシュアップというのを検討させていただきたいというふうな考えでございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　前向きな回答いただきまして、ありがとうございます。

では、問２です。

公共施設の利用料金の問題です。現在、多くの施設で利用料金は午前の部、午後の部、夜間の部の３料金制となっています。各施設会議室など、各部屋ではおのずから午前、午後、夜間料金が設定されています。料金は午前より午後、午後より夜間が高くなっています。これまである意味料金の３部制は当たり前のようにされてきましたが、本来同じ部屋

で同じ内容の使用なのに、使用の時間帯で料金が違うのは公平の観点に反しているのではないかと思います。なぜ料金が３部制になっているのかお聞きします。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、２点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本市におきます使用料等の見直しに関しましては、使用料等の見直しに関するガイドラインに基づきまして行っておるところでございます。直近では、令和４年１０月にコミュニティセンターを含む市内各施設の使用料を見直しし、令和６年４月に市内各施設統一の減免要綱を策定させていただいております。

利用料金が午前、午後、夜間という３部制となっている理由といたしましては、利用者が施設をより有効的に活用できるよう、利用者のライフスタイルに合わせた時間区分を１つの固まりとして設定させていただいておりまして、これによりまして利用者も利用計画を立てやすいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　問３です。

それにしても、午前、午後、夜間の料金設定はあまりにも違っており、なぜこのように違うのか、高いのか、料金設定の根拠について伺います。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、３点目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、ガイドラインに基づいての見直しを行っております。そうした中で、曜日また時間帯別の料金を設定させていただいているというところでございまして、お昼、真ん中に当たる部分を基準として前後を割り引いたりまた、割増しというような形の設定を行っておるところでございます。

これにつきましては、利用の偏りをなくしまして稼働率を上げていきたいということから、こうした料金体系を取らせていただいておるというところでございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　利用の偏りをなくして、どういうんですか、経営的な観点かなというふうなそういう部分も感じました。

再質問させていただきます。

例えば、コミセンは会議室の場合は午前が３５０円、午後が７００円で午前の２倍です。夜間は１，０５０円、午前の実に３倍です。また、大ホールでしたら午前が１，３００円、

午後は２，７００円で午前の約２．１倍、夜間は４，０００円で午前の３．１倍です。夜間は１８時から２２時まで４時間ということで利用時間が長いということもあるとは思いますが、しかしこのように利用者にとっては同じ内容の行事であるのに、料金が２倍、３倍となるのは異常かと思いますが、このような料金設定が本当にふさわしいとお考えなのかお聞きします。

なお、本市では市民活動登録団体に対しては５０％の減免措置を行っていただいていますが、登録していない団体にとっては大変負担が大きく、利用しにくいというご意見をお聞きします。この料金設定についてお聞きします。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、再質問にお答えをさせていただきます。料金幅についてのご質問かなというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、やはりこうした施設に関しましては、市民の皆様に使っていただくというのがまず前提にあります。そうすることによりまして、設置の目的、例えば体育館ですとスポーツの振興、また文化ホールですと文化の振興、コミセンですと地域コミュニティの活性化といったようなそれぞれの目的の実現に近づくものというふうに考えております。可能な限り利用を上げていくという観点からいきますと、できる限り需要をばらしていくというのが必要でございまして、需要の少ない時間帯に誘導いたしまして稼働率の平準化を図っていくと、そうすることによりまして全体の稼働率が向上するということになろうかなというふうに考えております。当然施設の運営に関しましては経費がかかっておるところでございまして、本来であればこの経費を利用料で賄い切れればいいんですが、どうしても賄い切れない部分があります。当然税を入れておるというところでございまして、利用されない方の税金も含めて運営には使用されておるところでございます。

そうした部分を考えますと、可能な限り料金に頼らず、料金に頼らずというか、料金はもとより、稼働率を上げることによりまして全体の利用料収入を上げるということができますので、そうすることによって税の補てんのほうが減ってまいるという考えも持っておりまして、この部分の観点から考えまして、こうした段階制の設定によりまして、平たく多く利用いただくという考えで進めておるところでございます。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　需要をばらしていって稼働率を上げていく、利用収入を上げる、

またそして投入する税金を下げていく、そういう目的でこの料金設定をされているということでした。

再質問です。

受益者負担ということをよく聞きます。しかし、地方自治体は公共施設は住民の福祉を増進する目的で、その利用に供するための施設として整備、運営されていると思っています。そういう立場で考えた場合に、市民が利用しやすい公共施設としていただくことが必要かと思いますが、その点についての見解を伺います。

○議長（山本　剛）　西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳）　それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

市民の利用を促進していくという観点からということで、議員のお考えとしては料金をまず下げることが重要やないかということかなというふうに思います。

基本的な考え方といたしましては、やはり利用されている方の負担をもってその施設が運営されるというのが利用者負担の考え方になるかなというふうに考えておりまして、しかしながら、あまりにも高過ぎるというのは好ましくないというふうにも考えますし、同じような近隣の市町の施設と比較いたしまして、突出したような値段設定というのは好ましくないというふうには考えております。

そうした中で、料金だけに焦点を当てるのではなくて、稼働率という形で焦点を当てておりまして、その部分全体の稼働を上げることによって税の補てんを減らしていくというような考えをしておりますので、こうした設定につきましても合理的な形かというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　小菅議員。

○２番（小菅康子議員）　以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　次に、通告第９号、第１５番、山﨑有子議員。

○１５番（山﨑有子議員）　第１５番、山﨑有子です。３項目について一般質問させていただきます。

１項目め、野洲駅前南口整備事業について質問いたします。

市長が就任されて９か月が経過いたしました。市長は、駅前南口についてはＡ、Ｂ、Ｃブロックは売却しない。芝生広場を設置する。ＢブロックについてはｊＡとの土地交換は引き続き調整を続けることと、こどもの家の移転は実施する方向であるとの方針で進めら

れておられます。

６月５日には、駅前南口の整備のために協定していた連携事業者に協定終了を伝えられました。

その後、７月上旬に野洲駅南口周辺整備構想改定支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施し、提案事業者を決定しました。ＡからＥブロックを一体的に整備するという構想を令和８年３月末をめどに進める方針を決められました。

野洲駅前南口周辺整備事業の構想について質問いたします。

１問目です。

議会は、野洲駅南口整備事業について９９０万円の予算を認めました。今回の公募型プロポーザルを実施された目的は、ＡからＥブロックの一体的な整備構想の見直しのためであったと承知していますが、間違いないでしょうか。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　では、山﨑有子議員のご質問１点目、野洲駅南口周辺整備に係る先般実施した公募型プロポーザルの目的についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございまして、本プロポーザルにつきましては、野洲駅南口周辺整備構想の見直しに係りまして、ＡからＥの５つのブロックの市有地について一体的に土地利用を検討するという方針を踏まえまして、構想改定について専門的な見地から支援を求めることを目的としたものでございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　２問目に行きます。

８月１０日に野洲文化小劇場で実施された「つながる、ひろがる、野洲の玄関口～『野洲駅南口に整備予定の市民広場の活用』ワークショップ～」は、駅前で整備予定の市民広場について、Ａブロックで社会実験として１、２年間暫定利用を行い、どんな使い方をすれば市民の楽しめる空間になるか、暫定利用の方法を市民の皆様に聞くというワークショップでした。

全員協議会等では１、２年の社会実験という言葉はそれまで聞いたことはありませんでした。広報の案内にも社会実験という言葉はなかったと思います。ワークショップ以前に庁内での合議はされたのか伺います。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　まず、２点目の質問にお答えさせていただきます。

社会実験という言葉は全員協議会等では聞いたことがないとのことでございますが、６月５日の都市基盤整備特別委員会の中で、委員からの目に見えて駅前を変えていってほしいというご意見に対しまして、市から、まずＡブロックだけでもずっと空き地のままで置いておくのではなく、一般的には社会実験と言われますが、広く市民の方に利用いただき、どのようにすれば市民の方がＡブロックをより活用いただけるのか、パークモールがどのような仕組みで成立するのか研究していきたいという旨の回答をさせていただいておりまして、これを具現化させていただいたものでございます。

また、ワークショップの開催やその内容につきましては、庁内で決裁手続を行っております。

また、「広報やす」の８月号に社会実験という言葉がなかったということでございますが、社会実験というこの言葉が少し市民の皆さんには分かりづらい、難しい印象があるかと考えまして、社会実験という言葉を様々な使い方の実験という表現でお伝えをさせていただいたものでございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　再質問です。

庁内での報告はされたということをお聞きしました。また、社会実験という言葉を都市基盤整備事業特別委員会の中で触れられていたということ、それから広報の中では社会実験という言葉が難しいので、少し言い方を変えましたということで伺いました。

Ａブロックだけをまず先行して使用する方法を考えるという説明をされましたね。社会実験という言葉は、他の市町でもよく試みられているため、しっかりした組織をつくったり計画を練るというようなイメージがあるのです。その点、もう少しニュアンスが違うということなのでしょうか。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　すみません、社会実験という言葉がどうも概念的でございまして、その言葉を聞く人によりイメージも異なってまいるかと思います。ちょっと一度お時間いただいて整理をさせていただきたいと思いますが、まず今回の社会実験の目的に関しましては、市民広場、パークモールですね、いわゆる市民が気軽に活用でき、飲食なども可能な屋外スペース、これの将来的な整備に向けた事業規模や仕様の検討、これを目的としております。その社会実験の内容につきましては、市民、市民団体、商業者などを対象に、現状で実際に活用していただくことで、広場のニーズや必要な規模感、機能

などを検証すること。また、今空き地として未利用の状態が続いておりますので、暫定活用とはいえ、にぎわいを生み、周辺地域の活性化に寄与することも波及効果として見込めればと考えております。

期間、先ほど申し上げましたが、市民広場、パークモールを本格的整備するにも、どうしても計画や設計で期間を要しますので、現時点で１、２年程度を想定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　３問目。ちょっと重複するかもしれないんですけれども、社会実験は具体的に何を想定されているか今お答えいただいたんですけど、議会への説明も含めた今後の予定について伺います。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　若干重複しますが、社会実験の内容とかその手法については、先般いただいた市民ニーズなども鑑みまして、今まさに具体的に検討を始めたところでございます。

議会の説明につきましては、都市基盤整備特別委員会の場などを利用しまして、適切な時期に市から開催をお願いしたいと考えておりますし、もちろん議会からのお求めがございましたら速やかに対応させていただきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　再質問させていただきます。

１、２年ということで、大変漠然とした予定です、今のところ。ＡからＥブロックの実際の実施設計、工事に至るにはもっともっと時間を要すると思いますし、Ａブロックがそのままになることは１、２年ということはないかもしれないんですが、時間が延びるという可能性もございますでしょうか。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　今現在、ＡブロックからＥブロック２万６，０００平米について、これからの方向性、お示しを検討を進めておるところでございますが、先ほど１、２年と申しましたのは、最短でといいますか、どうしても行政手続上少なくとも１、２年はかかるので、その間だけでも速やかに活用することで活性化、少しでも寄与できるのかなと考えて１、２年という設定をしていることでございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　４問目行きます。

その社会実験の計画は、８月１０日のワークショップでの意見を踏まえて執行部が案をつくって出されるのでしょうか。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　８月１０日のワークショップでいただいた意見も参考にしながら、市として社会実験の仕組みや手法を今後検討してまいります。まずはルールをつくりまして、活用のルールを市のほうでつくりまして、お示しをすることから始めてまいりたいと考えております。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　再質問させていただきます。

社会実験をするためには、その場所を活用する主体となる市民の皆さんに計画の段階から関わってもらうことが必要なのではないかと思います。ルールをつくると先ほどおっしゃいましたけど、その次の段階かもしれませんが、例えば協議会をつくるなど考えておられますでしょうか。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　市民の方に参画をいただいてこれから組み立てていくというのは非常に大事かと思いますが、協議会、確かに大きなところで社会実験されているところはつくられているところも多くございますが、今の野洲市の規模感で、今の駅前の暫定的な利用という中で協議会組織が立ち上げられるのか、もちろんできてもいいかなと思いますし、その可能性についても視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　分かりました。社会実験では何らかの実績を得て、その結果を基に次の計画を考えることになると思いますので、次につなげるためにも、自分が楽しむ、何か楽しませることをやりたいという希望を持っている方に入ってもらうことがつながり、広がることになっていくと思いますので、ご検討いただきたいと思います。これは希望です。

私もワークショップに参加していましたが、その印象から伺います。５問目です。

ワークショップの資料には、Ａブロックに市民広場を本格的に整備するまでには時間が

かかる。市民の楽しめる空間とするために、１、２年程度実際に使っていただく社会実験を行うとなっていました。Ａブロックに市民広場をと限定されているように思えましたが、ＡからＥの一体整備を構想している事業者に、Ａブロックに市民広場を設置するという条件を出しておられるのか伺います。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　公募型プロポーザルの仕様書におきましては、市民広場は必須機能と明示しておりましたが、Ａブロックに配置までとは明示はしておりません。ただし、委託事業者との契約後の協議の中で、市の方針としてはＡブロックに市民広場を想定している旨はお伝えはしております。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　分かりました。

６問目行きます。

ワークショップ参加者には、Ａブロックの市民広場の利用の仕方という強い印象があったと思います。あくまでも個人的な印象ですが、限定的であったと感じました。いかがですか。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　ワークショップ当日には、暫定的な社会実験としての利用の仕方や、本格整備後の市民広場の整備の仕方などの具体的な利用方法の他にも、駅前整備のコンセプトのような全体に関わるような意見もたくさんいただきました。そのような意見につきましても今後の検討の参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　ありがとうございます。

再質問いたします。

社会実験は期間限定であり、結果を参考にはするが、一体的整備構想に制約はかけないということで、ＡからＥブロックの一体的整備構想業務委託をしている事業者は、今後の構想の進め方をどのように計画されておられ、現在の進捗など分かる範囲で伺いたいと思います。

○議長（山本　剛）　小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　現在の業務というか、今、市のほうで進めておりますのは市有地の一体的なバランスを考えて、どうすれば駅前全体が活性化するか、それが町

全体に広がるかということを検討しております。そのための全体の構想を改定、見直しを進めているところでございます。それの支援を業者にもお願いして、専門的な見地から支援をいただいているというところでございます。

本日まで、契約してから約５０日、一月半ぐらいですか経過しておりますが、既にコンサルさんとは対面で２回、リモートで１回の計３回協議を進めております。内容については業務スケジュールの調整、上位関連計画の整理、県構想の概要整理と改定の要点の確認、国内の駅前の再開発事例及びパークモールの調査報告等になります。この５０日間でこれだけのことを今進めてきておりまして、進捗についてはスピード感を持って取り組んでおりまして、順調に進んでいるところでございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　ありがとうございます。進捗をお聞かせいただきました。

次の質問に行きます。

市長にお伺いします。ワークショップには野洲市に長く住まっている方、高校生や野洲市に来て間もない若いご夫婦も参加されていて、野洲市の魅力を高めるためのたくさんのアイデアが出されました。その中にはＭＩＺＢＥステーションが活用できるであろうアイデアもありました。また、県立ではありますが、野洲市内にあって市民が身近に楽しめる花緑公園の芝生広場や、新たに８月２４日に一般開放されたしがモック、これ行ってきたんですけど、大変いい、孫と一緒に行ったんですが、非常に子どもが楽しんでくれました。など、十分活用できるアイデアもありました。市の財政を考えて、駅前だけでなく、これから計画される施設及び今ある施設等も活用して、広く野洲市全体を魅力あるまちづくりを考えることができると思いますが、市長のお考えを伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、魅力あるまちづくりは市全体で考えることが重要であると考えております。それは駅前整備やＭＩＺＢＥステーション整備のようなハード面だけでなく、福祉施策などのソフト施策などを含めました行政全般はもちろんのこと、行政だけではなく、市民や民間事業者などの方々など、みんなで協力して魅力あるまちづくりを考えていきたいと思っております。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　８問目行きます。

Ａブロックがこれから何年もあのままの状態であることは市民として寂しいことです。当面市民が集まったり楽しめる空間としての利用を考えることは私も賛成です。

先ほども質問しましたが、社会実験をするなら、主体となる市民が協議に関わることが大切ではないかと思います。また、できるだけ予算をかけず、撤去しやすい設備で考えていただきたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えいたします。

社会実験につきましては今後手法等を検討してまいりますが、設備面につきましては暫定利用であるため、議員のおっしゃるように、できるだけ簡易的に実施することが望ましいと考えております。また、内容につきましては様々な方の参加しやすさ、利用しやすさを念頭に置きまして、市民の声を聞きながら検討してまいります。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　ありがとうございます。１項目め、終わらせていただきます。

続いて２項目め、市内小中学校体育館等の空調設備の整備について質問いたします。

今年も熱中症警戒警報が連日のように発出され、また全国各地で線状降水帯が発生し、記録的な大雨や河川の氾濫、土砂崩れ等が相次いでいます。

令和７年２月度の全員協議会で、小中学校の体育館空調設備の整備について、整備方針の見直しと進め方について説明を受けました。

令和６年６月議会で予算措置された小学校の体育館空調設備整備に係る設計委託料１，８００万円については、令和７年２月議会で減額補正されました。中学校部活動中の夏季の熱中症対策が喫緊の課題であるため、中学校体育館の空調設備の整備を優先すると方針の見直しがされました。

そこで、整備の方針と進め方について伺います。

１問目です。

令和６年６月補正時の委託料は、緊急防災・減災事業債によるもので、市内小中学校９校分の空調設置に伴う設計委託料であり、その後新たな交付金制度を活用することが長期的に見れば経費削減につながるとのことで見直しとなり、令和７年度に繰越した分が新たな交付金制度に活用した市内３中学校体育館と、２校の柔剣道場分の空調設備の設計委託料だと認識しています。

新たな交付金制度では、空調設備の設置だけでなく、断熱機能も高める必要があります

が、３中学校５か所の委託料はどの程度になるのでしょうか。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　では、１点目のご質問にお答えします。

令和７年度に繰り越した中学校体育館等空調整備工事設計業務委託につきましては、その業務内容に文部科学省が補助要件として示しております断熱性確保工事に係る検討を含んでおり、委託費用は８６９万円となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　再質問いたします。

市内の学校では大規模改修した学校があると思いますが、今回の断熱構造関係の工事により二重に費用がかかるということにはなりませんでしょうか。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　再質問にお答えさせていただきます。

各校におけます改修工事につきましては、ＬＥＤ化が主な内容となってございますので、今後空調設備の整備工事を進めるに当たりましては重なることがないように進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　分かりました。

問２のほうに移ります。

新たな交付金制度による空調設備の整備と、予定されていた緊急防災・減災事業債による整備では、その内容の違いと、それぞれの見込み工事金額について伺います。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　では、２点目のご質問にお答えします。

緊急防災・減災事業債と異なる点といたしましては、文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金では、補助要件に断熱性が確保されることとございまして、断熱性確保工事が必要となります。

体育館の断熱・遮熱対策として様々あるようではございますが、事例の１つとしまして、文部科学省が示しております窓断熱の工法として日射調整フィルム張り工事、こちらのほうの工事で、費用といたしましては面積２，３００平米ぐらいの体育館でおよそ３５０万

円、工期は約２日となっております。

なお、市内中学校体育館の面積はおよそ１，３００平米ほどとなってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　分かりました。

問３に行きます。

新たな交付金制度による整備の場合、１５年以上の期間として捉えた場合、ランニングコストの低減が見込まれるとのことでしたが、全体の費用と工事期間の見込みについて伺います。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　では、３点目のご質問にお答えします。

全体の工事費用といたしましては、１校当たり約７，０００万ほどを見込んでございます。その内訳といいますか、中身といたしましては、空調設備の代金、設置工事あるいはその附帯工事、電気あるいは配管工事等、あと複数の断熱性確保工事についても含んでございます。

全体の工事期間につきましては、空調設備機器の調達や断熱性確保工事を含めまして、おおよそ6か月程度を想定いたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　再質問です。

交付金制度の活用は国の承認も必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。緊急防災・減災事業債も国の承認を受けていると思いますが、急な変更でも調整はできたのでしょうか、伺います。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　再質問にお答えさせていただきます。

新たな交付金制度につきましては文科省からの照会もございまして、そちらのほうに手挙げという形で進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどお話のありました国の緊急・防災減災事業債、こちらのほうは起債となってございますので、また制度設計が違ってまいりますので、タイミング的には乗換えできたということでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　分かりました。

４問目行きます。

夏季の部活動中の熱中症対策を早急にしなければならないことは理解できます。３校の体育館、２校の柔剣道場とも令和８年度中に完成する予定をされているのか、断熱工事が入るため工期が延びることがあるのかということをお伺いします。

○議長（山本　剛）　田中教育部長。

○教育部長（田中明美）　４点目のご質問にお答えします。

市内中学校の体育館及び柔剣道場におけます空調設備の整備につきましては、体育館と柔剣道場の整備年度を分けることでそれぞれが交付金の対象となりますこと、また工事により使用不可となる期間にそれぞれを代替施設として活用することが見込めますことから、まずは令和８年度中に中学校の体育館の工事完了を目標に取り組んでまいります。

なお、先ほど事例で申し上げました窓への日射調整フィルム張り、これによります断熱・遮熱対策のための工事の場合ですと、比較的簡易で、短期間での施工が可能なことから、断熱性の確保工事による整備の遅れといたしましては想定しないというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　分かりました。柔剣道場と体育館はそれぞれに交付金を使えるので、年度をまたぐということで了解しました。

５問目に行きます。

小学校は、中学校に比べて夏季の体育館使用頻度が少ないとはいえ、災害時の避難所に指定されています。気候変動が激しく、いつ起こるか分からない災害に対し、避難所として空調設備は不可欠であると思います。もちろん断熱工事をすることは賛成ですが、小学校体育館の空調設備の整備が相当遅れるのではないかと心配になります。この質問よろしいです。フィルムを張れば工事期間が非常に短いということでしたので、結構です。

６問目に行きます。

小中学校の保護者の方は、体育館の空調設備整備の発表があったとき、大変喜んで楽しみにされていました。材料費や設備費の高騰、人件費の上昇が今後も続いていくことが考えられ、いつ全ての学校に空調設備が整備されるのか不安です。子どもたちのためにも、

また災害時避難所として利用する市民のためにも最優先で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えいたします。

ご指摘のとおり、子どもたちの安心、安全な学校生活のため、また災害が発生した際の避難所の確保のためには早急な整備が求められているところであります。限られた財源の中ではございますが、国の交付金を活用しながら、できるだけ速やかに進めていきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　よろしくお願いします。

３項目めの質問に行きます。

新病院、新野洲市民病院への交通手段について質問します。先ほど小菅議員の質問と重複する部分があると思いますが、質問させていただきます。

令和６年第６回定例会で、今回と同様に野洲市民病院への交通手段についてを質問しましたが、その後の進捗等について再度質問させていただきます。

最初に、コミバスの今後について伺います。

１問目です。

前回の質問に対する答弁で、公共交通に関する市民向けのアンケートを行い、その結果について、野洲市地域公共交通会議で審議してもらうとのことでしたが、そのアンケートの方法及び結果を概要で結構ですので伺います。そして、それに対する野洲市地域公共交通会議での意見等についてお聞きします。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　それでは、山﨑議員の１問目のご質問についてお答えをさせていただきます。

アンケートの趣旨としましては、野洲市民病院が令和９年３月に総合体育館横に開院するということに伴いまして、野洲市コミュニティバス「おのりやす」の再編を予定していることから、利用者の意向を把握することを目的として実施をしたものでございます。

このアンケートは、バス車両内に設置をしました用紙またはウェブにて回答いただく方式で実施をし、令和７年２月１２日から同月２８日までの期間中８４件の回答をいただいているものでございます。

アンケートにおきましては、利用いただいている方の年齢、利用の頻度や利用の目的、コミュニティバス再編時の財政負担、利用の料金などの質問を行ったものでございます。

この結果、コミュニティバスをご利用いただいている方のうち、約６割の方が６５歳以上で、ご利用いただいている頻度については１週間に２、３回程度の方が一番多く、その目的は買物が一番多く、次いで趣味、娯楽、通勤、通院の順でありました。

また、再編時の財政負担につきましては、増額及び増額はやむを得ないという方が約６割、現状維持が約３割で、利用料金については約７割の方が現状を維持してほしいと回答されております。

このアンケートの結果に対する野洲市地域公共交通会議の委員の主な意見につきましては、コミュニティバスを必要とされている地域の方の回答が反映されているのか、また乗り継ぎのありなしはどう判断するのかというものでございました。

このような意見を受けまして、地域公共交通会議におきましては、コミュニティバス再編案の複数提示により、より議論を深めていきたいというような意見を賜ったものでございます。

また、このアンケート結果につきましては本市のホームページで公開をさせていただいているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　２問目行きます。

それでは、このアンケートや野洲市地域公共交通会議での結果を踏まえて、今後のコミバスの路線及びダイヤ等の改編にどのように反映していくか、現時点で検討されている内容を伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　２問目の回答でございますが、コミュニティバスの再編につきましては、野洲市コミュニティバス再編業務委託の中でアンケート結果の分析や、市内の公共交通全体で最適な運行となるような、新病院へのアクセスも含め検討しているところでありまして、具体的なルート案など後の野洲市地域公共交通会議に提示をさせていただき、協議をいただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　先ほど小菅議員の質問にお答えいただきましたので、今年度のタイムスケジュールとしては１２月に骨子案が出るということ、それから各学区への説明も行うということもお答えいただきました。

それでは次に、新病院への交通手段確保について質問いたします。３問目です。

野洲市地域公共交通会議での報告のときには、新病院に関することも委員よりご意見が出たと思うのですが、新病院への交通手段の確保について、今後検討される路線及びダイヤ改編等にどのように反映していくのかを伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　それでは、３問目のご質問でございます。

先ほどの小菅議員へのご回答と同様になりますけれども、交通手段につきましては、病院事務部において職員の具体的な出退勤の時間を分析し、自家用、直接雇用の形態で、野洲駅北口から限定解除の中型免許で運転できるサイズのコミューターによって北口シャトルを運行するよう検討が進められていたものでございます。

また一方で、野洲市コミュニティバス再編業務委託の中で、市内の公共交通全体で最適な運行となるよう、近江鉄道株式会社と永原循環線などについて協議も実施をしておりまして、今後、総合的に判断をし、進めてまいりたいというふうに考えております。本件につきましては、地域公共交通会議の中で協議をいただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　再質問です。

例えば、改正案が出て各学区で協議される際に、病院に乗換えなしで行けるが大幅に本数が減る、あるいは乗換えは発生するが本数が増える等複数のシナリオを提案されることは可能かどうか伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　先ほどのご質問の中でもお答えをさせていただきましたように、協議会の公共交通会議の意見といたしましては、乗り継ぎのありなしをどうしていくのかというようなご質問もございましたし、再編業務の中で分析を行って今後提示をしていくわけでございますけれども、複数案も提示をすべきというようなことでございましたので、その辺も含めて提示をさせていただいて、会議の中でご議論いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　それでは次に、野洲病院が検討しておられる交通手段について伺います。問４です。

令和６年第６回の定例会の質問では、野洲病院職員の輸送を中心に調査検討され、答弁をいただき、来院者の交通手段の確保については今後検討し示したいとお答えいただきました。その後、病院職員及び来院者の交通手段について具体的に検討が進んでいるか伺います。

○議長（山本　剛）　布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志）　まず、最初に都市建設部のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

市民病院へのアクセスにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、野洲市コミュニティバス再編業務委託の中で、市内の公共交通全体で最適な運行となるように、また近江鉄道株式会社と永原循環線などについても協議を実施しておりますので、今後総合的に判断をし、進めてまいりたいというふうに考えております。

都市建設部のほうからの回答は以上でございます。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　私のほうからは、野洲駅からの交通手段以外の通院手段ということで、令和４年１２月の基本計画の中で定めました仮称病院デマンドワゴンにつきまして検討状況を申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、交通手段を持っていない各地域の外来患者さんを対象に、自宅などと病院との間を予約制で送迎しようというものでございます。現在のところ、市内複数のエリアに分けて、最初の方を大体午前９時ぐらいに迎えて乗せて、その後各エリアごと、つまり１台ごとに最大５名程度の患者さんを乗せ、午前１０時までには診察受付ができるよう、できるだけ自宅まで迎えに回るということを考えておりまして、復路につきましては原則同じメンバーで、正午過ぎまでをめどに乗っていただいたところまで送り届けると、１往復方式を考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　再質問します。

そのデマンド交通についてですが、時間差とかもあると思うんですが、課題としてはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また、費用についてはどうでしょうか。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　ご答弁申し上げます。

まず課題でございますが、デマンド方式というものでございまして、１台のワゴンで来たときに乗ってこられた方をそのまま送り届けるという方式、デイサービスの送迎みたいなイメージになってくるわけなんですけれども、往路につきましては、当院の場合大半の患者さんが外来については要は事前予約をされておられて、次来られる日時がほぼ決まっている方が大半でございますので、それも相当時間早くから予約が定まっておりますので、行きの予約については可能かなというふうに、簡単にできるかなというふうに思います。

問題は、デイサービスのように一時に終わらないというところが課題かなと思っております。診療科によっては結構時間がかかる方もおられますし、人によっては１０時に受付してすぐに終わるという方もおられますでしょうし、お忙しい方はおられないのかもわかりませんが、それでも５人そろうまで待っていただかんといかんというところで、その辺が果たして運用として、あるいはサービスとしてどういった評価をいただくのかというところがございます。

あと、費用についてはまだいろいろな選択肢があるわけでございます。今一旦試算をしておりますのが、車両につきましては普通免許で運転をできるワゴンタイプで十分ではないかなというふうに思っております。ドライバーにつきましても、普通免許で運転できるというところから、先ほど運転手不足の話もありましたけれども、比較的容易に確保ができるのではないかと考えております。今他課で民間と共同で行っておられますゴイッショというプロジェクトについても、ドライバーについてはそれなりの事前の研修なりトレーニングを受けた方がそれに従事していただいておる、こういったところが必要かなというようには認識しておりますが、基本的には普通免許をお持ちの健常な一般のドライバーで対応が可能だろうというように考えております。まだ市内をどれだけのエリアに分けるか、つまりは何台運行するかというところによって大きく費用は変わってくるわけなんですけれども、仮に４台、運転手さん４人、４人では足らないとは思うんですけども、少し補充要員が要るとは思うんですが、それで計算しまして、年間大体６５０万円から７００万円程度は要するだろうというように認識をしております。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　そのデマンドワゴンについては、車椅子利用者とかそういう方は対応はできるのかどうか伺います。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　ご質問ありがとうございます。

あるに越したことはないと思います。できるに越したことはないとは思います。

ただ、当院が、次の質問の答弁にも少し用意をさせていただいていたんですけども、病院がこの患者送迎の交通手段を用意する旨ですけれども、については、いわゆる公立病院として市民の公平性ですね、通院に係るコストの公平性を公立病院としては担保しなければならないというところから、こういったワゴン車でございますけども、何らかの通院支援の確保が必要だというふうに考えたところがまず１つ。

それともう一点は、先ほど小菅議員のほうから通院利便性と経営が一定リンクするんじゃないかというようなご質問をいただいたので、一般論として比例すると思われるということを申し上げたんですけども、病院が直営でこの通院システムなりツールを相当緻密に構築していくということになりますと、相当コストを要してくるということになります。大体１日外来患者１人１万円ですので、そこから経費率等々考えますと、当該患者さんに関してはそういった交通手段で来ていただいて、受診していただいても、その方１人だけ考えると恐らく赤字になるということになろうと思います。

ところが、じゃあなぜやるのかということになると、結局は患者サービスと、あとそれが生み出されるいわゆる病院の評価の向上というところになってくるのだろうなというふうに考えているわけでございまして、何が言いたいのかというと、要するに今ご質問いただいた福祉の対象者の方の来院については、これは決して冷たい言い方をするわけじゃないんですけども、病院の所掌ではなくて福祉の所掌であるというように一定割り切る必要があるのかなと。事業を経営している部門であるがゆえに、そういった考え方も必要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　車椅子利用のそういう方々については、福祉タクシー等利用していただくように、福祉の方面からのサポートで通院していただくということでよろしいでしょうか。

５問目に行きます。

新病院への交通手段はコミバスのみならず、自家用車、民間バスなどもあります。病院事務部長があくまでも病院への交通手段確保として考えておられるのか、市全体の交通網の１つとして考えておられるのか、どちらでしょうか。もし市全体の交通網の１つとして考えておられる場合、病院部門と公共交通部門の連携が必要ですが、具体的には連携されているのでしょうか。特にデマンド交通を検討されている場合、コミバスを同時に展開することになるので、市の財源を二重に投資することにはならないでしょうか伺います。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　ご答弁申し上げます。

先ほど、実はここで申し上げようと思っていたことをほとんど言ってしまったところなんですけども、病院への交通手段につきましては公共交通の１つではなくて、私の立場からは明確に通院等来院者の来院支援という認識でおります。

その理由は先ほど申し上げたとおりですので割愛いたしますけれども、議員がおっしゃられておるとおり、市が行う公共交通サービスとコミバスなどと重複するようなことは、これが公共交通の１つではないとは申し上げたものの、やはりそれはどの道不合理、あるいは非効率なことであることには間違いございませんので、公共交通部門との情報共有につきましては現に協議を密に行っているというところでご報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　しっかり連携を取っていただいているということですので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

最後に市長に伺います。

新しい野洲市民病院ニュースを現在６号まで出していただいていますが、毎回工事の進捗状況や、この前はリハビリテーション科の紹介など、親しみやすく、新病院への期待が膨らむ紙面となっていて楽しみに読んでいます。その中で、通院手段についても利用者はもちろん、今後利用される可能性のある市民からの意見をぜひ積極的に聞き取る機会を持ってもらい、可能な範囲で結構ですので反映していただきたいと思っています。今後そのようなことは考えておられるか伺います。

○議長（山本　剛）　駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭）　通告では市長のほうに要求をいただいているわけですが、このご評価いただいた新しい野洲市民病院ニュースにつきましては、病院事業のほうで病院事業管理者の名のもとで発行しておりますというものでございますので、私のほうからご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

今までの記事につきましては、設計内容や整備の進捗を中心に掲載をさせていただいてまいりましたが、今後いよいよ開院が近づいてまいりましたら、ソフト面でも市民に情報提供させていただくことが多々になってくるというふうに認識しております。

その中で、議員ご指摘のデマンドなどの通院方法の情報も対象になるというふうに考えておるところでございまして、特に医療の専門性にあまりよらず、こういった市民、あるいは患者のご意見がむしろよりどころとなるような事項につきましては、こう決めましたという決定事項ではなくて、このような形で素案をつくりましたと、そういった段階で新病院ニュースに掲載して、積極的にご意見を伺っていきたいなというように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　山﨑議員。

○１５番（山﨑有子議員）　市民の声をぜひお聞き取りいただくような機会としていただきたいと思います。市民の多くが新病院に期待していますし、その交通手段の確保は、新病院の経営にも影響すると思います。ぜひともしっかり連携して、市民にとって身近な病院として機能してほしいです。

コミバスの司令部機能は隣の総合体育館にありますので、新病院を市内における公共交通の１つの結節点として位置づけて考えていただきたい。これは希望として申し上げます。

これで私の任期中の最後の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本　剛）　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明５日は午前９時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これで延会いたします。お疲れさまでした。（午後４時１１分　延会）

野洲市議会会議規則第１２７条の規定により下記に署名する。

令和７年９月４日

野洲市議会議長　　　　山　本　　　剛

署　名　議　員　　　　村　田　弘　行

署　名　議　員　　　　小　菅　康　子